

官報

号外 平成十八年五月十七日

○第百六十四回 参議院會議録第二十四号

平成十八年五月十七日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十四号

平成十八年五月十七日

午前十時開議

第一 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求め
るの件(衆議院送付)

第二 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 出入国管理及び難民認定法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、永年在職議員表彰の件

一、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律
の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、地方自治法の一部を改正する法律案(趣旨
説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより會議を開きます。

この際、永年在職議員表彰の件についてお諮り
いたします。

平成十八年五月十七日 参議院會議録第二十四号 永年在職議員表彰の件

議員櫻井新君及び田名部匡省君は、国会議員と
して在職すること二十五年に達せられました。
つきましては、院議をもって両君の永年の功勞
を表彰することといたしたいと存じますが、御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

両君に対する表彰文を朗読いたします。

〔櫻井新君起立〕

議員櫻井新君 君は国会議員としてその職にあ
ること二十五年に及び常に憲政のために力を尽
くされました
参議院は君の永年の功勞に対しここに院議を
もって表彰します

〔拍手〕

〔田名部匡省君起立〕

議員田名部匡省君 君は国会議員としてその職
にあること二十五年に及び常に憲政のために力
を尽くされました
参議院は君の永年の功勞に対しここに院議を
もって表彰します

〔拍手〕

○議長(扇千景君) 青木幹雄君から發言を求めら
れました。發言を許します。青木幹雄君。

〔青木幹雄君登壇、拍手〕

○青木幹雄君 私は、皆さんのお許しをいただ
き、本院議員一同を代表させていただきます。た
だいま永年在職のゆえをもって表彰されました櫻井新
先生並びに田名部匡省先生に對しまして、一言お
祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

櫻井先生は、昭和十五年の第三十六回衆議院
議員総選挙において初当選をされて以来、連続六
回の当選を数え、二十年以上の長きにわたり衆議
院議員として御活躍をされてこられました。その
後、平成十三年の第十九回参議院議員通常選挙に
当選されて本院議員に転じ、このたび国会議員と
して在職二十五年に達せられたのであります。

この間、櫻井先生は、建設委員長、内閣委員
長、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する
特別委員長等の要職を歴任してこられました。

また、竹下改造内閣の国土政務次官、村山内閣
の環境庁長官として国政の中樞に参画され、その
卓越した政治手腕を遺憾なく發揮してこられまし
た。

また、田名部先生には、昭和五十四年の第三十
五回衆議院議員総選挙において初当選をされて以
来、連続六回の当選を数え、十七年の長きにわた
り衆議院議員として御活躍をされてこられました。

その後、平成十年の第十八回参議院議員通常選挙
において当選され、本院議員に転じ、平成十六年
の第二十回通常選挙で当選を重ね、このたび国会
議員として在職二十五年に達せられたのでありま
す。

この間、田名部先生は、通信委員長、運輸委員
長、国土交通委員長等の要職を歴任してこられま
した。
また、第二次中曾根第二次改造内閣の郵政政務

次官、宮澤内閣の農林水産大臣として国政の中樞
に参画され、その卓越した政治手腕を遺憾なく発
揮してこられました。

このように、両先生は、豊かな政治経験と誠実
で信義に厚い人柄により、我が国議会政治発展の
ため多大の貢献をされてこられました。

ここに、我々議員一同は、両先生の二十五年間
の御功績に對しまして深甚なる敬意を表しますと
ともに、本日、栄えある表彰を受けられましたこ
とに對し、心から祝意を表する次第であります。

現下、我が国の諸情勢は誠に多事多難でありま
す。山積する諸問題に當面し、参議院に對する国
民の期待はますます高くなっております。

どうか、両先生におかれましては、この上とも
御健康に留意され、今後とも国民のため、さら
には参議院の權威高揚と我が国議会制民主主義の発
展のため、なお一層の御尽力を賜りますようお願い
いたします。

おめでとございました。(拍手)

○議長(扇千景君) 櫻井新君及び田名部匡省君か
ら、それぞれ發言を求められました。發言を許し
ます。櫻井新君。

〔櫻井新君登壇、拍手〕

○櫻井新君 お許しをいただきました。一言御礼
を申し上げます。

ただいまは、院議をもちまして在職二十五周年
の表彰を賜り、さらにその上、青木幹雄自民党議
員会長より身に余るお祝いのお言葉を賜りまし
た。本当にありがとうございます。

私は、衆議院と参議院との両院にわたる政治活
動にもかかわらず、通算していただいていたの表彰だ
けに感激ひとしおであります。

本日、この榮譽を受けることになれたのは、七十三歳の現在まで現役でいることができた頑健な心身を産み育ててくれた親兄弟はもとより、多くの友人、知人、後援者のおかげと、改めて心より御礼を申し上げます。

殊更、私が新潟県議会から国政に出馬することとなった機会は、郷里の先輩、大野市郎代議士が勇退することとなったとき、中選挙区制の中で、私の御支援申し上げておりました田中角栄元総理が出馬を認めてくれたことによるものであります。ハブニング解散と言われた昭和五十五年の衆参同日選挙において初当選させていただきました。

また、選挙制度も中選挙区制から小選挙区制となり、二度目の平成十二年六月の衆議院選の後の暮れに、年末に、亀井静香代議士から、半年後の参議院選に出馬して国政復帰を目指してはと、驚天動地の強烈な勧めがありました。結果として、多くの先輩、友人、支援者のおかげをもって、平成十三年の参院選の全国比例区で当選させていただいたことが今日の永年勤続表彰の榮譽になったものと思っております。

私は、国会当選後、第一に手掛けた仕事は、豪雪対策、台風による豪雨災害対策を中心とした防災制度の検討、また米価対策を始めとした農業問題などでした。災害列島とも言わざるを得ない我が国は、今も昔も変わりありません。

災害時は、視察だけでなく、有事に県、市町村が自力で防災対策をやり、立ち上げられる制度と資金を組み立てることができるよう努力をしてまいりました。

また、農政においては、アメリカ大陸のような広大な農地を持つ農業と一町歩前後の日本やアジア

の農業が同じ土俵で競わされるために、減反ままでして外国の米を買わせられるような矛盾を解決したいと努力してきました。これからも努力を続けるつもりであります。

また、最近の忘れ得ぬ思い出は、平成十六年十月二十三日の新潟県中越大地震に襲われたときでありました。

私は当日、ちょうど地元六日町の自宅におりました。電気も電話も水道も、すべての生活インフラが停止された中で、被災民をどう救えるのかという判断に迫られました。知事選直後の引継ぎの最中のこともあり、両副知事を始め県庁幹部と相談をし、被災民を安心させるためにどうすべきかを基本に、中央官庁の各担当者とも連絡を密に重ねてまいりました。多くの関係者が実によく働いてくれました。このときぐらい国会議員として充実感を得たときはなかったと感動しました。改めて、関係各位に心より御礼を申し上げます。

国際外交の面では、私は当選以来、国際人口・開発会議の仕事に関係してまいりました。最近では、インド洋の津波災害を始め、思う存分働かせてもらいました。

日本の大きな激動期に向かう国の内外のことに関し、これまで得させていただいた経験を生かして、これからも懸命な努力をしたいと思っております。重ねて皆さん方の御厚意に謝意を表し、これからもよろしく御指導くださるようお願いをし、御礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)
○議長(扇千景君) 田名部匡省君。

(田名部匡省君登壇、拍手)

○田名部匡省君 このたび、永年勤続議員として院議をもって表彰の御決議を賜りましたことは誠に

に身に余る光栄であり、心から皆様方に御礼申し上げる次第であります。

本日の榮譽に浴することができましたのは、地元青森県の皆様を始め、特に全国のスポーツ関係者の皆様の長年にわたる御理解と御支援のたまものと、ここに改めて心から感謝を申し上げます。

私は、昭和九年十二月七日、青森県の八戸市で生まれました。幼少のころからスポーツが大変好きでありまして、高校時代には、夏はバスケットボールの選手として東北大会で優勝し、インターハイ、国体にキャプテンとして出させていただきました。冬はアイスホッケーの選手として、三年、国民体育大会、インターハイに出場をし、大学時代、初めてナショナルチームのメンバーに選ばれてモスコの世界選手権に出場したのが最初であります。

その後、卒業をいたしまして、アイスホッケーやりたくて苫小牧の岩倉組に就職をいたしました。岩倉でアイスホッケーをやり、当時、王子製紙と古河電工が非常に強いときでありましたけれども、それを破って日本一のチームを作り上げ、その間、オリンピックに三回、世界選手権大会五回、選手、監督で出場をいたしました。

その後、昭和四十二年、青森県議会議員に二期当選させていただきました。この間も西武鉄道のアイスホッケーの監督を頼まれて、東京―青森、通いながら実は指導したわけでありまして。おかげで三年連続優勝をすることができて、引退いたしました。アイスホッケー連盟から、札幌でオリンピックがあるから日本の監督を要請されました。そして札幌オリンピックの日本の監督をさせていただきます。

昭和五十四年十月の衆議院選挙に初当選、そのとき応援に来ていただいたのは福田超夫先生と扇議長さんでありました。

平成三年、ウルグアイ・ラウンド、米の交渉のときに、もう大変なことになるまで、第一次宮澤内閣の農林水産大臣に就任をいたし、それで終わるかと思つたら、第二次も宮澤内閣で渡辺美智雄先生と私だけが留任をさせられまして、アメリカから米一粒たりとも輸入しない、衆議院と参議院で決議をされましたが、最後はまとまなやかかぬという思いで、ヒルズ通商代表とマディガン農務長官と、四八%の関税を掛ける、その代わりに一部入れると、これでどうだという交渉をやつて帰つてまいりました。

一粒たりとも入れないというのを、それやったものですから、大変なことでありましたが、しかしこのときは私も政治生命を懸けておりました。交渉に行くと、向こうは向こうで自動車ばかり売るとかいろいろなことを言うわけですから、そういうことも、これも考えながらまとめることをしなさいかぬと、そんな思いで政治生命を懸けて、辞任覚悟で実は帰国いたしました。私の政治の中で最も思い出に残る問題でした。最後に、農家に負担を求めない努力をしなさいかぬ、農協と漁協の合併しろということで、これが進んだこともまた大変な思い出でありました。

最後に、スポーツで学んだことを申し上げます。議員の皆さんに申し上げて終わりにさせていただきますけれども、私はスポーツをやつて本当に良かった。それは何かというと、基本をしつかりやります。そして、チームプレーですから、上

手な選手と下手な選手がおります。下手な選手はしよつちゆう抜かれる。これ分かつているんですから、うまい選手が後ろに入つて守つてやれ。味方のバックになりますと、下手な選手はチェックされて、取返されるんですよ。うまい選手は遠くに走つて、出せと言ふんです。出るわけがない。そばへ行つて受けてやれということを選択に指導してきました。しかも、ルールを守つて試合をやりました。

国会議員になつてちよつと寂しいなと思うのは、この国の基本が、教育でも外交でも防衛でも、あつちへ行つたりこつちへ行つたりすることです。しかも、困つている人たちをもつと助けるというこの気持ちが薄いということ。ひどい選手は、国会議員は、フエイントプレーヤーというのをやるんです、相手を抜くときに。あれは敵に掛けるんですから。味方に掛ける国会議員がいるということには誠に残念であります。

どうぞ、これからもこの信念と志は失うことなく、もう庶民のために一生懸命努力をしていきたい。そのためには改革が、私は一番先でありますから、石油公団からODAから住宅金融公庫から、相当直したつもりであります。また、まだやらなきゃならぬことはたくさんありますから、皆様と一緒に国民の負担を求めない努力を今後とも続けていきたい、こう思いますので、よろしくお願ひし、今日は本当に青木会長の丁寧なまたお祝ひのごあいさつをいただきまして、心から感銘しておるところであります。

本日は誠にありがとうございます。(拍手)

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。杉浦法務大臣。

(国務大臣杉浦正健君登壇、拍手)

○国務大臣(杉浦正健君) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

明治四十一年に制定された監獄法は、被収容者の権利義務関係や職員の権限が法律上明確にされていないなど、今日では極めて不十分なものとなつておりましたが、同法が規定する事項のうち、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項並びに受刑者の処遇に関する事項につきまして、平成十七年、昨年五月、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が制定され、法整備が行われたところでございます。

他方、被逮捕者、被拘留者等の未決拘禁者、死刑確定者等の処遇につきましては、監獄法の題名を改めました刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ收容等ニ関スル法律により規定され、依然としてその内容は極めて不十分であり、また、受刑者の処遇との間で不合理な法律上の格差が生じることとなつておるため、早期にこれに関する法整備を行う必要がございます。

さらに、都道府県警察の留置場及び海上保安庁の留置場につきましては、その設置根拠が法令上明文で存しないこと、これらに留置される者のうち、被逮捕者は、その処遇に関する規定がなく、また、刑事施設に代用される警察留置場に留置される被拘留者等は、これに対する法律の適用関係が不明確であることなどの問題点があり、所要の法整備を行う必要がございます。

この法律案は、このような状況を踏まえ、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正し、同法において、刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設に收容されている未決拘禁者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、その処遇に関する事項について定めるほか、留置施設及び海上保安留置施設について所要の法整備を行うものとしております。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、未決拘禁者等の処遇について定めるものであり、その権利及び義務の範囲を明らかにするとともに、その生活及び行動に制限を加える必要がある場合につき、その根拠及び限界を定めること、適正な生活条件の保障を図るとともに、医療、運動等その健康の維持のために適切な措置を講ずること、外部交通についての規定を整備すること、刑事施設の長等の一定の措置についての審査の申請、身体に対する違法な有形力の行使等についての事実の申告等の不服申立て制度を整備することなどを内容とするものでございます。

第二は、留置施設及び海上保安留置施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるものであり、これらの施設の設置根拠を設けること、刑事施設の收容対象者について、一部の者を除き、刑事施設に收容することに代えて留置施設に留置することができることとするなどに加え、留置施設の運営の透明性を確保するために、留置施設

ち、被逮捕者は、その処遇に関する規定がなく、また、刑事施設に代用される警察留置場に留置される被拘留者等は、これに対する法律の適用関係が不明確であることなどの問題点があり、所要の法整備を行う必要がございます。

視察委員会の設置、組織及び権限について定めることといたしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。千葉景子君。

(千葉景子君登壇、拍手)

○千葉景子君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の一部を改正する法律案について、関係大臣に対し質問をいたします。

今回の改正は、未決拘禁者等の処遇について明治四十一年制定の監獄法以来約百年ぶりに見直しを行う歴史的な事業であり、無罪の推定を受ける未決拘禁者にふさわしく、今日の国際的基準を満たす画期的な内容が期待されておりました。しかし、政府から提出された法案は、代用監獄に法的根拠を与え、その永続化を図ろうとするものであり、国際的な人権保障の流れに逆行する期待外れのものと言わざるを得ません。

そもそも我が国の刑事司法においては、自白は証拠の王とも言われ、捜査における自白偏重の傾向が極めて強く、自白を引き出すための無理な取調べが行われてきた歴史があります。この強引な取調べの温床となつてきたのが、未決拘禁者を本来の拘留所に代えて警察署の留置場に留めて、二十四時間、被拘禁者の全生活を管理、支配しながら取調べを継続するやり方です。代用監獄は我が国独自の制度であり、捜査と拘禁の分離を求める

国際人権基準に違反し、国際社会からも、アルファベットで「DAIYO KANGOKU」と表記され、非難される国際語となっています。

この代用監獄の下、捜査段階の自白が決め手となつて過つて有罪とされ、再審によつて無罪となつたケースも少なくありません。この中には、免田事件、財田川事件、松山事件、そして島田事件の四人の元死刑囚が含まれています。平成六年以降も、日本弁護士連合会が把握しているだけで、虚偽の自白を強要された事件が四十二件あり、このうち二十件が無罪や不処分となつていま

す。このように、冤罪が後を絶たない原因を法務大臣はどのようにお考えになつておられるのでしょうか。答弁を求めます。

多くの弁護士や日弁連、人権NGOなどは、長年にわたり、代用監獄が自白の強要、違法な取調べの温床となり、ひいては冤罪の主要な原因の一つとなつて、その廃止を強く求めてきました。

しかし、今日、代用監獄に収容されている未決拘禁者は九八%を超え、本来の拘留所に収容されている者はわずか二%にも満たない状態になっています。この背景には、政府が拘留所を増設しない一方、警察留置場を増設され続け、代用監獄の廃止を事実上不可能な状況をつくり上げてきた事実があるのではないのでしょうか。

また、現在進められている大規模独立留置場の実態は、警察官署に附属する留置場というより独立した拘禁施設というものであり、拘留所として法務省所管に移して代用監獄の漸減を実現していくべきだと考えますが、法務大臣と国家公安委員

長に見解をお伺いいたします。

以下、本法案について具体的に伺います。

法制審議会は、昭和五十五年、関係当局は、将来、できる限り被拘留者の必要に応じることができ、刑事施設の増設及び収容能力の増強に努めて、被拘留者を刑事留置場に収容する例を漸次少なくすることという答申を全会一致で採択しました。これが、代用監獄に関する論議の到達点でした。

ところが、どうしたわけか、このたび提出された法案には代用監獄の漸減の視点が全く欠落しています。廃止どころか、漸減の努力目標すら示さず、むしろ法案の十四条、十五条は代用監獄を追求し、恒久化しようとしているとも読めます。

杉浦法務大臣自身は、去る四月四日の衆議院法務委員会の審議において、長いスパンで考える、いわゆる代用監獄は廃止するのが理想だと思ふと答弁されています。なぜ昭和五十五年の法制審の答申を無視した結果になつたのか、代用監獄廃止に向けての道筋すらない本法案を提出することとは、大臣としての指導力、リーダーシップを全く欠いたものと言わざるを得ません。法務大臣の説明を求めます。

民主党は参議院でも、政府はできる限り刑事施設の収容能力を増強し、留置施設に留置される者の数を漸次少なくするよう努めなければならぬとする修正案を用意しており、代用監獄を次第に減らしていく、最終的には廃止まで至るべきと考えておりますが、今からでも私たちの修正提案に必ずしも反対する理由はないはずですが、お答えください。

捜査と留置の分離について伺います。

去る二月の有識者会議の提言では、「昭和五十五年以降、警察の捜査部門と留置部門を組織上及び運用上明確に分離することにより、被疑者の処遇の適正を図る制度的な保障がなされるに至つたこと。」を指摘していますが、昨年五月、死刑求刑から一転、無罪判決が出された北方事件では、限度を超えた取調べに加え、取調べ官の誘導もつかえらるとして証拠能力が否定されるなど、代用監獄における自白の強要は今日も続いているのです。

代用監獄が存続する以上、捜査と留置の厳格な分離は不可欠ですが、現状はどのようになつてい

るのでしょう。国家公安委員長にお尋ねします。本法案では、十六条三項で、「留置担当官は、その留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならない」と規定していますが、これでは不十分です。逆の、捜査官が留置業務に介入することが明文では禁止されていないからです。捜査と留置の分離は完全に保障される必要があり、条文の解釈ではなく、明文をもって規定すべきものと考えますが、国家公安委員長の見解をお伺いいたします。

さらに、起居動作の時間帯の遵守や留置担当官による取調べ等の中断を求める権限の付与、留置施設等における未決拘禁者の出入りに関する記録と本人、弁護士などからの要求に対する開示の義務付けなど、捜査と留置の分離を実効あらしめる制度が必要だと考えますが、国家公安委員長の見解をお伺いいたします。

本法案により、海上保安留置施設の設置根拠も明文文化され、管理運営や被留置者等の処遇に関する事項等が規定されることとなります。これらの留置施設の管理運営は従来とはどのように変わるのか、国土交通大臣にお伺いいたします。

さて、やむなく代用監獄を当面存続させるとすれば、取調べの過程を録画、録音し、自白の強要や誘導の有無を後から検証することができるよう可視化を進めることが必要です。去る九日、法務大臣は、密室のやり取りとなつてはいる検察官による取調べの一部をビデオで録画、録音する方針を示されました。これまで取調べの過程を検証する手段が何もなかったことに比べ、一歩前進することになります。これでは不十分であると同時に懸念を感じます。それは、警察での取調べが対象となつていないばかりか、検察官による撮影が担当検察官の判断にゆだねられているからです。これでは検察側に都合のいい部分だけが撮影され、利用されかねません。

先般行われた裁判員制度に関する世論調査では、短期間であれば参加できるという声が多くありました。同制度が開始されれば、迅速な裁判の実現のためにも自白の任意性の立証をより合理的に行う必要が高まります。取調べが適正であつたか、自白の強要などがなされていないかどうかは、取調べ過程をすべて録画、録音しなければ裁判員には分からないのです。今後、全面可視化に向かうのか否か、法務大臣の決意をお伺いいたします。

また、国家公安委員長は、治安に悪影響を与えておそれがあると、録画、録音の導入に否定的な見解を示されていますが、冤罪を防ぐためにも、裁判員制度の円滑な導入のためにも、警察による取調べの過程を可視化することが必要不可欠だと

考えますが、国家公安委員長の見解を求めます。

弁護人に対する接見交通権の保障に關しても本法案は不十分です。法案の百七十七条は、弁護人の未決拘禁者に対する面会において、施設の規律や秩序を害する行為があつた場合に弁護人との面会を一時停止及び終了させることができることを規定しています。なぜこのような規定を設けたのでしょうか。また、どのような事態を想定しているのでしょうか。さらに、未決拘禁者と弁護人との接見の秘密が守られることは、被告人が適切に防御権を行使する上で最も基本的な権利であり、刑事訴訟法三十九条で保障されています。このような規定を設けることにより、未決拘禁者の権利が侵害されることにはなりません。法務大臣の見解を求めます。

法案の二十条は、警察本部に留置視察委員会を置くことを規定しています。留置場における処遇、管理運営の透明性を高めるものとして評価することはできませんが、問題はその人選です。弁護士会推薦の弁護士などを含む適切な人選がなされるべきであると考えますが、国家公安委員長の見解をお伺いいたします。

死刑確定者の処遇について、法案の三十二条は、「死刑確定者の処遇に当たっては、その者が心情の安定を得られるようにすることに留意するものとする。」と規定しています。しかし、昭和三十八年の矯正局長通達により、心情の安定を害するおそれがあるとして面会人が制限されるなど、死刑確定者の権利を制限するためにこの心情の安定という要件が使われてきたことにかんがみ、死刑確定者の処遇の原則は、人間としての尊厳の尊重又は死刑に直面する者としての地位に配慮する

ことであるべきと考えますが、法務大臣の見解を求めます。

ところで、杉浦法務大臣は、法務大臣に就任した昨年十月三十一日、初閣議後の記者会見で、死刑執行命令書にサインしないと表明されました。しかし、その一時間後には、個人としての心情を吐露したもので、法務大臣の職務執行について述べたものではなかったとの文書を発表し、事実上、発言を撤回されました。死刑制度に疑問をお持ちであれば、死刑制度廃止に向けた姿勢を貫くべきではなかったのでしょうか。杉浦法務大臣は死刑制度の存廃についてそもそもどんなお考えを持つておられるのか、見解を求めます。

二十一世紀は環境と人権の世紀とも言われ、人権に対する国際的な関心が高まっています。冤罪の発生は、被疑者やその家族の人生を狂わせるだけではなく、真犯人を処罰する機会を奪い、被害者の苦しみを増大させ、安全な社会を求める国民の期待にもたえられない事態を生じさせます。

本年二月の未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議の提言は、代用監獄の存廃について、代用刑事施設制度は将来的には廃止すべきであるとする強い意見もあることや、刑事司法制度全体が大きな変革の時代を迎えていることなどを考えると、今後、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べを含む捜査の在り方に加え、代用刑事施設制度の在り方についても、刑事手続全体との関連の中で検討を怠つてはならないと考えると述べています。

冤罪を発生させないために、今後の代用監獄の在り方についてどのような検討を行つていくのか、法務大臣及び国家公安委員長にお伺いをし、

私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣杉浦正健君登壇、拍手)

○国務大臣(杉浦正健君) 千葉景子議員にお答えを申し上げます。

まず最初に、冤罪が後を絶たない理由は何かというお尋ねがございました。無罪判決の理由は、関係者の供述や被告人の自白の信用性が認められなかったり、情況証拠から犯罪事実を認定するには合理的疑いが残るとされたりするものなど様々でございます。検察当局においては、信用性のある供述の確保とその裏付けの十分な収集及び検討等に一層の意を用い、事件の適正な捜査処理に努めているものと承知いたしております。

次に、大規模独立留置場の法務省への移管についてお尋ねがございました。

これまで、法務省としても拘留所の収容能力の増強に努めてきたところでございますが、留置施設は、都道府県が地方の治安責任を全うする必要性から独自の財源を充てて設置しているものでございまして、これを国の所管に移すことは、治安に關する地方公共団体と国の役割分担や責任の所在にかかわる重大な問題でございまして。

また、留置施設は、逮捕から勾留まで一貫して用いられ、要員の点でも、地方公務員である施設の看守勤務員が対応しております。仮に留置施設を国の所管に移すといつたとしても、逮捕後の留置を行う施設としての留置施設は存続する必要があると見ます。被勾留者の収容に關する部分のみを国の所管とすることとなり、その場合、国の

業務を行う区画を別に設け、共通した業務に従事する職員を国と地方ごとに配置せざるを得なくなります。

こうした点などにおきまして、留置施設の所管を法務省に移すことは現実的ではないと考えております。

次に、法制審議会の要綱との關係についてお尋ねがございました。

御質問の要綱の趣旨は、本来、刑事施設に収容することが相当と判断されるような者について、刑事施設の収容能力の不足から留置施設に収容せざるを得ないという事態が現に存し、あるいはそのような事態が生じるおそれがあるとの認識に立ち、法務省に対して、刑事施設の増設等に努めることによつてそのような事態が生じることがないようにすべきことを要請するものでございまして、代用刑事施設に収容される被収容者を漸次減少させて代用刑事施設制度を将来的に廃止するという趣旨を含むものではなく、この法律案は同要綱とも整合するものであると考えております。

次に、いわゆる代用刑事施設の漸減に關する修正提案についてお尋ねがございました。

最近の未決拘禁者をめぐる厳しい収容状況や現下の財政状況等にかんがみますと、もとより、今後とも刑事施設の収容能力の増強に努めてまいり所存でございますが、留置施設に代替収容される者の数を漸次少なくすることをその趣旨とする内容を法的拘束力を有するものとして規定することは現実的ではなく、適当ではないものと考えております。

次に、取調べの録音、録画についてお尋ねがございました。

検察庁においては、裁判員裁判における分かりやすく迅速で的確な主張立証の在り方についての検討の一環として、裁判員裁判対象事件に関し、検察官による被疑者の取調べの一部の録音、録画を試行することとしたものと承知しております。

なお、取調べの録音、録画の制度化につきましても、司法制度改革審議会意見におきましても、刑事手続における被疑者の取調べの役割との関係で慎重な配慮が必要であることから、将来的な検討課題とされており、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、未決拘禁者と弁護人等との面会の一時停止等の規定についてお尋ねがございました。

法案第一百七十七条は、未決拘禁者と弁護人との面会についても、刑事施設の規律及び秩序を害する行為が行われた場合には、これを回復、維持するため適当な措置がとられるべきであると考えられることから、そのための職員の権限を明確にする観点から設けるものでございます。

例えば、面会室内において未決拘禁者が暴れ出すなどの刑事施設の規律及び秩序を害する行為に及んだ場合などが想定されますが、この規定は、面会における会話内容を聴取したりしようとするものではなく、また、面会の状況を監視しようとするものでもございませんから、未決拘禁者と弁護人との秘密交通権を侵害するものではないと考えております。

次に、死刑確定者の処遇原則についてお尋ねがございました。

まず、この法律案は、第一条において、死刑確定者に限らず、被收容者の人権を尊重して処遇を行うことを目的とする旨明記しております。ま

た、この法律案は、死刑確定者の処遇に当たりましては、本人が自ら心情の安定を得られるように援助を与え、あるいは権利制約にわたらない限りで心情の安定を害するような外形的条件を排除するという形で、心情の安定に配慮すべきであるという考え方に立って立案しているものでございまして、したがって、議員の御指摘のような事態が生じることがないように、十分に配慮したものであると考えております。

次に、死刑制度の存廃についてお尋ねがございました。

死刑制度の存廃は、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題でございますから、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題と考えております。そして、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、凶悪犯罪がいまだに後を絶たない状況等にかんがみますと、その罪質が著しく重大な犯罪を犯した者に対しては死刑を科することもやむを得ないのであり、死刑を廃止することは適当ではないと考えております。

最後に、今後の代用監獄制度の在り方の検討についてお尋ねがございました。

今回の法整備は、いわゆる代用刑事施設制度が現実には我が国の刑事司法制度において重要な役割を果たしていることから、この制度の存続を前提として、これに制度的改善を加え、代用刑事施設の被收容者の適正な処遇を図ろうとするものでございまして、

代用收容制度は、これを所与の制度と考えているわけではございません。刑事訴訟の迅速化、裁

判員制度、公的被疑者弁護制度の導入などにより、刑事司法制度全体が大きな変革の時代を迎えていることなどを考えますと、今後、刑事司法の在り方を検討する際には、取調べを含む捜査の在り方に加え、代用收容制度の在り方についても刑事手続全体との関連の中で検討を怠ってはならないものと考えております。(拍手)

(国務大臣 香掛哲男君) 千葉議員の御質問、七

問にお答えいたします。

まず初めに、大規模独立留置施設を拘置所として法務省に移管して代用監獄の漸減を実現すべき点にお尋ねですが、この点につきましては、犯罪の認知件数の増加、過剰收容の実態等を踏まえた各都道府県の治安に対する判断や財政的努力を経て設置している留置施設を一律に国に移管することは、地方自治の趣旨からもふさわしくないこと、仮に移管した場合にも警察が逮捕した被疑者を留置する施設が別途必要となること、拘置所とした場合には専門の法務省職員を別途相当数確保して常時配置する必要があることなどの理由から、現実的に大きな困難があるものと考えております。

次に、捜査と留置の分離についてのお尋ねですが、警察においては、昭和五十五年より、組織上捜査業務に携わらない管理部門の警察官が留置業務を行うこととしてお尋ねしております。さらに、留置業務が捜査に利用されているとの疑念を生じさせないよう、被留置者の処遇については専ら留置担当官が行うこととし、捜査員は担当する被留置者の処遇にかかわらないこととしており、これらの原則は今後も引き続き徹底してまいります。

存であります。

次に、捜留分離を徹底して、捜査官が留置業務に関与することを明文で禁止すべきとの御指摘ですが、新法第十六条第三項により、捜査担当官がその担当する被留置者の処遇を行ってはならないこととなり、御指摘の趣旨は既に実現されているものと考えております。

続きまして、起居動作の時間帯の遵守、留置担当官による取調べ中断権限の付与に関するお尋ねですが、被留置者は刑事手続の対象でもあり、公益上の必要性から、やむを得ず定められた時間帯に処遇を実施できないこともあり得るところであり、これを禁止するような規定を設けることや、留置部門に一方的な取調べ中断権限を与えることは適当ではないと考えております。なお、例えば定められた時間に運動が実施できない場合には別の時間に実施するなどの補完措置を講じており、被留置者の処遇は適正に行われているところであり、

また、留置施設への出入場時刻等の処遇に関する所要の事項は留置担当官が記録することとしており、その開示については具体的な事情を考慮した上で適切に判断されるものと考えております。

続いて、取調べの可視化に関する御質問ですが、取調べの状況の録音、録画を実施した場合、取調べの機能が大きく阻害され、犯罪の検挙に支障を来すおそれがあるため、その実施については警察として慎重に検討する必要があるものと考えております。

続いて、留置施設視察委員会の委員の人選についてのお尋ねですが、留置施設視察委員会の委員は、留置施設の運営状況について部外者の視点か

ら御意見をいただき、その透視性を確保するとい
うこの制度の趣旨を踏まえ、都道府県公安委員会
がそれぞれの判断によって任命するものと考えて
おります。

最後に、今後の代用刑事施設制度の検討につ
いてのお尋ねであります。有識者会議において指
摘されましたように、捜査の適正な遂行と被疑者
の人権の保障を図ることが国民の負託にこたえる
ものであることを念頭に置きつつ、治安と人権の
調和と均衡を刑事司法制度全体の中でいかに図
っていくべきかについて不断に検討を行ってまい
りたいと考えております。

いづれにいたしましても、今回の法整備が実現
しましたならば、捜査と留置の分離、留置担当官
への教育訓練の徹底など、法の趣旨をより実効的
なものとするべく努力してまいる所存でありま
す。(拍手)

(国務大臣北側一雄君登壇、拍手)

○国務大臣(北側一雄君) 千葉議員にお答えいた
します。

海上保安留置施設の管理運営についてのお尋ね
がございました。

海上保安庁の留置施設の管理運営におきまして
は、これまで内部規則に基づき行われてまいり
ましたが、本法案において、海上保安留置施設の
適正な管理と被留置者の人権を尊重しつつ適切な
処遇をより一層確保するため、海上保安留置施設
の設置根拠とともに被留置者の処遇について法律
上明確化することとしております。

具体的には、捜査と留置の分離、面会や信書の
発受の外部交通権などを法的に明確にするほか、
監査官による実地監査や有識者からの意見聴取に

よる施設の透明性の確保、不服申立てなどの新た
な制度を設けることとしております。

いづれにいたしましても、本法案によりまし
て、海上保安留置施設の適正な管理運営を図ると
ともに、被留置者の人権を尊重しつつ適切な処遇
の確保を図ってまいりたいと考えております。

(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしま
した。

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、

地方自治法の一部を改正する法律案について、
提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。竹中
総務大臣。

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 地方自治法の一部を改
正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

この法律案は、地方制度調査会の答申を踏ま
え、地方公共団体の自主性、自律性の拡大等のた
め所要の措置を講ずるものです。

次に、法律案の内容について、その概要を御説
明申し上げます。

第一は、副知事及び助役制度の見直しに関する
事項であります。

市町村の助役に代えて市町村に副市町村長を置
くこととし、副知事及び副市町村長の職務とし
て、普通地方公共団体の長の命を受け、政策及び

企画をつかさどること並びに長の権限に属する事
務の一部について、委任を受け、事務を執行する
ことを追加することとしております。

第二は、出納長及び収入役制度の見直しに関す
る事項であります。

出納長及び収入役を廃止し、一般職の会計管理
者を置くこととしております。

第三は、監査委員制度の見直しに関する事項で
あります。

識見を有する者から選任する監査委員の数を条
例で増加することができるようにするものであり
ます。

第四は、財務に関する制度の見直しに関する事
項であります。

クレジットカードによる地方公共団体への使用
料等の納付の方法を定めるとともに、行政財産の
貸付け又は私権の設定ができる場合を拡大するほ
か、国債等の有価証券の信託の規定を設けること
としております。

第五は、長又は議長の全国的連合組織に対する
情報提供制度の創設に関する事項であります。

各大臣は、地方公共団体に対し新たに事務又は
負担を義務付けると認められる施策の立案をしよ
うとする場合には、地方公共団体の長又は議会の
議長の全国的連合組織が内閣に対して意見を申し
出ることができるよう、連合組織に施策の内容と
なるべき事項を知らせるために適切な措置を講ず
ることとしております。

第六は、議会制度の充実に関する事項でありま
す。

学識経験を有する者等の専門的知見の活用や議
長の臨時会の招集請求に関する規定を設けるほ

か、議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止
するとともに、委員会の議案提出権を認めること
としております。

このほか、中核市の指定に係る面積要件の廃止
その他所要の規定の整備を図ることとしておりま
す。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、
質疑の通告がございます。発言を許します。松下
新平君。

(松下新平君登壇、拍手)

○松下新平君 私は、民主党・新緑風会の松下新
平でございます。

ただいま趣旨説明のございました地方自治法の
一部を改正する法律案につきまして、会派を代表
して質問いたします。

本題に入ります前に、小泉内閣の政治姿勢につ
いて、内閣のスポークスマンであり、ポスト小泉
の最有力候補として国民の人氣も兼ね備えた安倍
内閣官房長官にお伺いいたします。

先日、靖国参拝の自粛等を求めた経済同友会の
「今後の日中関係への提言」に対し、小泉総理は、
商売と政治は別とあっさり切り捨てました。経済
界を商売と表現し、政治とは関係ないと言い切
り、口を挟むなと言わんばかりの態度は、政治の
おごり、思い上がり以外の何物でもございませ
ん。

ここでは、単に靖国参拝の是非を取り上げよう
としているものではありません。また、揚げ足を
取るつもりもありません。我が国は、資源の少な
くも、我が国は、資源の少な

い、そして狭い国土でありながら、諸外国との交易により世界第二位の経済発展を成し遂げました。貿易でここまで成長し、そして恩恵を受けてきたからこそ、政治が、外交においても自衛隊派遣やODAなどの国際協力もできるのです。

もちろん、外交ですから、それぞれ思惑があることも承知しておりますが、今回の小泉総理の態度は、我が国の経済的な発展を支えてきた財界からの貴重な進言を無視したものであります。本来、経済発展を支え、障害を取り除くよう努めるのが政治の基本的な役割のはずです。

これまで、小泉総理は政府の重要な政策を決める会議などに盛んに財界人を招き入れていました。それは、経営の実務を通じて培われた識見や指導力を政治に生かしたいということではなかったのでしょうか。都合のいいときはそれらを引用し、都合が悪くなると切り捨てる手法は、一国の総理としてあるまじき行為であります。

そこで、安倍内閣官房長官にお伺いします。安倍長官は、この提言が発表されました九日の記者会見で、コメントのしようがないと言及を避けられました。経済同友会は、退く小泉総理にはこの提言は不要との一部の意見もあつたそうですが、次の首相にも求めるということで提言を押し通したそうです。ですから、このことについて正面から答えていただきたいのです。経済同友会が提出した今後の日中関係への提言に対しての御意見と、併せて今後重要なアジア外交、とりわけ日中関係に対する御見解もお伺いいたします。また、簡素で効率的な政府を目指すという触れ込みで、行政改革関連法案がただいま本院で審議されております。いわゆる小さな政府それ自体は

中央政府のスリム化につながるものとして賛成ですが、行政改革の柱であるはずの地方分権について何ら触れられておりません。確かに、骨格を規定するプログラム法案であります。当然小さな政府の推進は地方分権と一体であるはずであり、法案として不十分であると思います。

そこで、小泉政治の五年間の総括と、行革と地方分権の位置付けについて、併せて安倍内閣官房長官の御見解を伺います。

それでは、議案であります地方自治法改正案についてお伺いいたします。

地方自治法は、戦後間もなくの昭和二十二年制定され、日本国憲法と同日に施行されました。現在まで随時改正されておりますが、このたびの改正案は、昨年十二月に第二十八次地方制度調査会が小泉総理あてに出された答申を踏まえたものであります。

以下、本法律案と地方分権に関する基本的な考え方についてお伺いいたします。

まず、平成五年に、衆議院、参議院それぞれ、地方分権の推進に関する決議がなされております。今から十三年も前のことであります。当時の議事録には、地方の時代と言われて既に十五年もたつたが地方分権は遅々として進んでいないことを指摘しております。地方の時代と言われたのは今からもう二十八年も前のことになりました。そこには、中央集権体制による弊害を指摘し、地方分権を積極的に推進するための法制度を始め、抜本的な施策を総力を挙げて断行していくべきと決議されております。

当時の村田国務大臣は、一極集中を是正して国土の均衡ある発展を図り、生活大国をつくり上げ

ていくために、また二十一世紀の我が国のグランドデザインを考えるに際しても、現在議論されている政治改革、国会等移転に併せ、地方分権のより一層の推進が必要であると考えていますと所信を述べられています。このとき、地方分権は既に待ったなしの状況であつたわけでした。

しかし、十三年たつた今日も、真の地方分権にはほど遠い状況にあります。何が遅れた原因だったのか、またそれをどのように克服してきたのか、また克服しようとしているのか、竹中総務大臣に御見解をお伺いいたします。

昨年一応の決着を見た三位一体の改革も、三年間で四兆七千億円の国庫補助負担金改革が行われ、地方に三兆円規模の税源移譲がなされました。しかし、中身は、国庫負担金が削減されたとしても、義務教育国庫負担金、児童扶養手当、児童手当の国庫補助率の単なる引下げなど、国の負担を減らし地方の負担を増やすだけのものが中心でした。地方六団体の国庫補助負担金改革案と今回の結果を比較すると、達成率は二・一％にすぎません。要するに、三兆円規模の税源移譲といつても、国庫補助負担金削減に伴う経費等、地方に転嫁された負担の穴埋めで大半が消えることになりません。

三位一体改革と併せて、国から地方への権限移譲や国の関与の縮減などが行われていけば地方行政の自由度も高まったわけですが、このような改正も十分には行われなかつたため、財政面でも政策の執行面でも地方の自主性は一向に高まらなかつたと考えられます。

さらに、地方交付税に関して、三年間で五・一兆円が削減され、厳しい財政状況の下、行財政改

革に取り組んでいる地方公共団体に追い打ちを掛ける結果となつております。

このように、三位一体改革は、真の地方分権の実現からはほど遠いものであり、国の権限を維持したまま、国の財政再建を前提に地方に負担を押し付けるものになつたと考えますが、竹中総務大臣の御見解を伺います。

上下主従の関係からようやく対等協力の関係になつた地方分権一括法の制定は平成十二年でした。私は当時、宮崎県職員として六年間、宮崎県議会議員として五年間、地方に根差して活動してまいりました。

そのときの状況はといいますと、一九九一年のバブル崩壊後、政府は公共事業を中心に地方に手厚い景気対策を実施してまいりました。自治体が交付税を当て込んで借金をし、その返済で交付税がどんどん膨らんでいきました。景気対策で公共事業をどんどんやりなさい、借金の返済分は後で交付税に上乗せするからと政府に言われ、地方は競って公共事業をやり、借金まみれになりました。そこへ来て、交付税が大幅削減され、自治体は悲鳴を上げております。

後で全部面倒を見るなどというまい話などあるはずがありません。できもしない約束をした政府も悪いが、自治体もそこは愚かでした。私も、今更ながら無策を恥じ、もっと早く取り組んでおればと責任を痛感しております。

今、地方の状況は、生き残れるかどうかの瀬戸際で切実であります。地域間の格差が広がり、財政難も深刻です。そうした中、地方自治体の主財源である地方交付税の更なる削減や配分の見直しが政府の経済財政諮問会議などで検討されていま

す。もうこれ以上地方交付税が削減されると予算が組めないという悲鳴が聞こえます。

このような地方交付税の削減議論について、国の歳出削減策として交付税をやり玉に上げるのは言語道断である、まずは国が積極的に歳出削減を進めるべきだと地方から強く求められております。また、経済財政諮問会議で竹中総務大臣が示した地方交付税を人口と面積で算出する新型交付税案については、既に反対の考えを示しています。

行政改革を断行し、歳出削減に努力しているにもかかわらず、住民サービスが著しく低下せざるを得ないような削減はしないと明言していただけないか。竹中総務大臣の答弁を求めます。

地方制度調査会答申については、主要な部分は盛り込まれず、今回の地方自治法改正案として提出された事項は残りの部分にすぎないのですが、法令、制度における地方の自主性、自律性を高める施策として答申に盛り込まれたものの中から、唯一改正案として提出された長、議長の全国的連合組織への情報提供制度の創設については、実のあるものにするため重要と思われまので、伺いたいと思います。

現在、長、議長の全国的連合組織、いわゆる地方六団体による意見の申出制度が地方自治法で定められておりますが、地方がその事務や運営、組織に関係のある法令、制度について、企画立案段階で事前に国に意見を提出し、それが反映されるようになれば、意見の申出制度が有効に機能し、地方の自主性、自律性向上に資するものと思われまます。

このような考えから、パブリックコメントに類

似する制度として情報提供制度の創設が提案されておりませんが、これを有効に機能させていくためにはどの段階で情報提供されるかが重要でありま

す。各府省の方針がすっかり決まった段階で申し訳程度に情報提供が行われても意見は反映されないことになり、意味がありません。

この点に関し、地方制度調査会答申では、地方公共団体がその意見を反映することができると適切な時期に通知すべきとされていましたが、本改正案では情報提供を行うべき時期が明瞭にされておりません。竹中総務大臣に、明瞭にされなかつた理由を伺うとともに、どの府省が提出する法案についても地方の意見を反映すべく適切な時期に情報提供が行われるようにしていくことについて、決意を伺いたいと思います。

地方自治法改正案では、地方の自主性、自律性を高めるための唯一とも言える改正内容でありますので、その内容を十分に達成できるような法の運用を図っていくべきであると思っておりますが、竹中総務大臣に併せて見解を伺いたいと思っております。

最後に、これまでは都市も地方も豊かになる国土の均衡ある発展を目指してまいりました。これからは地域格差を前提にして地方は個別の生き残りを目指すべきなのでしょうか。竹中総務大臣が主宰される地方分権二十一世紀ビジョン懇談会の目指す地方分権の在り方の具体的なイメージはどのようなものなのでしょうか。ひよつとして、地方自治にも市場原理主義を導入しようとするおつもりなのではないでしょうか。御見解をお伺いします。

人口減少社会の本格的な到来で、地方はかつてない厳しい状況になることが予想されますが、そ

うだからこそ地方の役割も原点に立ち返って考えてみる必要があります。

今、日本社会がどうも異質になったと語られております。まじめに額に汗して働くことが古めかしいかのように取られたりしております。何か大切なものが崩れ掛けているのではないのでしょうか。少子社会の受皿も日本再生の受皿も緑豊かな地方にこそあります。地方にこそ子育ての環境があります。共生社会、人間が人間らしく生活できる土台があります。

日本再生のかぎを握る地方に真の地方分権が実現され、だれもが真の豊かさを実感できる社会づくりのために邁進すべきである、このことを強く訴えて代表質問いたします。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)
○国務大臣(竹中平蔵君) 松下議員から六問質問をいただきました。

まず、地方分権の推進についてであります。平成五年の衆参両院での地方分権の推進に関する決議以降、平成十一年の地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止等、また三位一体の改革等を進めてきたところであります。分権は着実に進んでいると考えております。

地方分権に向けた改革にももちろん終わりはありませんが、今後とも、地方にできることは地方にとり、理念の下に、更に地方分権を推進し、真に地方の自立と責任を確保するための取組を行ってまいります。

次に、三位一体改革についてのお尋ねでございますが、この三位一体改革により、三兆円の税源移譲、四兆七千億円の補助金改革などを行うことができました。今回の補助金改革、地方案の反映

度が低いという御批判もありますが、例えば公立保育所運営費でありますとか学校、社会福祉施設の施設整備費等のいわゆる施設費の一般財源化によりまして、地方自らの創意工夫と責任で政策を決められる幅も拡大しております。

今回の改革に関し様々な意見はあるかと思いますが、第一に、三兆円の税源移譲の実現による地方の自主財源の強化、そして第二に、その他の補助金改革による地方の自由度の拡大と併せまして、改革全体として地方分権の進展に資するものと考えております。地方六団体からも、昨年十二月に示されました六団体の声明の中で、そのような御評価をいただいているというふうにご認識をしております。

次に、地方交付税の削減についてのお尋ねでございますが、これまでも私自身が申し上げてきましたとおり、初めに削減ありきとして交付税の議論をすることは、とても地方の理解を得られないものであります。交付税は、国、地方間の中間的な支出であります。公共事業や社会保障のような最終的な支出ではありません。国の立場だけから交付税削減を主張するのは建設的な議論ではないと考えております。

今後、極めて厳しい財政状況の下で歳入歳入一体改革を進める中、国、地方ともに最終支出を抑制する努力は必要だと思っております。その上で、税負担と行政サービス水準の在り方についてもしっかりと議論をしていくことが必要であると考えております。基本方針二〇〇五にもありますように、国と地方が納得できる形で改革を進めていくことが必要であり、地方団体ともよく協議をしてまいります。

次に、地方六団体への情報提供についてのお尋ねがございました。

情報提供を行う時期について、これは、各大臣が施策の内容に応じて判断することができるよう弾力的な規定とすることが適当と考えまして、具体的な時期を規定しなかつたところでありまして、また、法律の趣旨にかんがみまして、地方六団体が意見を提出した場合に必要な反映が可能であるような時期に情報提供を行うことが望ましいと考えております。そのように、しっかりと法を運用してまいります。

次に、情報提供制度の適用についてであります。今回の改正案において、各大臣が適切な措置を講ずることを明確に規定をしているところであります。この規定にのっとり、地方六団体に対して適切に情報提供がなされるものと考えております。

最後になりますが、地方分権二十一世紀ビジョン懇談会についてお尋ねがございました。

私が開催しておりますこのビジョン懇談会におきましては、先般、中間取りまとめを行いました。その中で、国の関与の縮小、廃止などを進めるための新分権一括法の提出、国と地方の税源配分の見直しなどによる不交付団体の増加、そして交付税の算定について簡便な算定基準の導入、そうした提言を行っているところでございます。ビジョン懇談会におきましては、地方の自由度の拡大と責任の明確化という観点から、あるべき分権の姿の実現に向けて議論を進めているところでございます。

いずれにしましても、最終報告に向けてしっかりと議論を重ねていただきまして、これを踏ま

え、総務大臣として地方分権の推進に最大限の努力をしてまいれる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○国務大臣(安倍晋三君) 松下議員にお答えします。

まず、経済同友会の今後の日中関係への提言及び日中関係についてお尋ねがありました。経済同友会の提言は総理の靖国神社参拝の自粛等を求めているとの御指摘ですが、他方、関西経済同友会の提言には、一九七二年の日中国交正常化以来、内政不干渉の原則が確認されてきており、靖国問題など内政に関する諸問題については相互不干渉とすべき旨の提言があるとも承知をしております。

いずれにせよ、小泉総理の靖国参拝については、総理御自身も累次説明しているとおり、戦場に散った方々への哀悼、敬意及び感謝の気持ち、不戦への誓いを込めて参拝されているものと認識をしております。この点に誤解があるのであれば、それを解いていく努力をしていくことが重要と考えます。

日中関係について、我が国としては対話の扉は常に開いているとの立場であります。一部の問題や意見の相違があつても、未来志向の日中関係を構築していくとの我が国の基本方針は不変であり、引き続きあらゆるレベルにおける対話を通じ、友好関係を築いていく考えであります。

次に、小泉構造改革の総括と、行革と地方分権の位置付けについてお尋ねがありました。小泉内閣では、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの方針の下、行財政改革や三位一体の改革に取り組むなど、国の役割を

見直し、国が行う必要がないのであれば民間又は地方にゆだねることにより、簡素で効率的な政府の実現を目指してきたところであります。

行政改革推進法案においても、総人件費改革に当たっては、国の事務事業について実施主体も含めた仕分を行うこととしており、この過程において、現在国が実施している事務事業の地方への権限移譲も含めた見直しに取り組むこととしております。

地方分権に向けた改革に終わりはありません。このため、地方にできることは地方にとの方針の下、平成十八年度までの改革の成果を踏まえつつ、更に地方分権を推進し、国、地方を通じた行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行ってまいります。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長長外添要一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔外添要一君登壇、拍手〕

○外添要一君 たいま議題となりました条約につきまして、外交防衛委員会における審査の経過

と結果を御報告申し上げます。

この条約は、我が国と大韓民国との間で、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものであります。

委員会におきましては、条約締結の意義と捜査共助の迅速化、中国、ブラジル等との刑事関係条約締結の必要性等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十五
賛成 二百二十五
反対 ○
よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。総務委員長世耕弘成君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔世耕弘成君登壇、拍手〕

○世耕弘成君 たいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を引き続き講ずることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、本年五月三十一日とされている電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を平成二十三年五月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、我が国のブロードバンドインターネットの整備状況、基盤法の実績と評価、情報格差の解消方策、情報通信ネットワークの安全・信頼性向上への政府の取組等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十四

賛成

二百九

反対

十五

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第三 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長弘友和夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔弘友和夫君登壇、拍手〕

○弘友和夫君 たいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、テロの未然防止のため、上陸審査時に特別永住者等を除く外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け、及びテロリストの入国を規制するための措置を講ずるほか、上陸審査及び退去強制の手續の一層の円滑化のための措置を講ずるとともに、構造改革特別区域法に規定されている在留資格に関する特別措置等を全国において実施するための規定を整備するものであります。

す。委員会におきましては、個人識別情報に指紋を含めることの是非、同情情報の提供義務対象者の範囲及び情報保管の在り方、同情報システムの整備の在り方、テロリスト認定手續における適正手續の保障等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取及び成田空港における入管業務の実情調査など、幅広い審査を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会の松岡委員より、一定の場合を除き、個人識別情報は、提供者が出国後若しくは永住者となった時点で直ちに削除する等の修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の仁比委員より、修正案に賛成し、原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十五

賛成 百三十一
反対 九十四

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

近藤 正道君 遠山 清彦君
鰐淵 洋子君 又市 征治君
谷合 正明君 西田 実仁君
坂本由紀子君 大田 昌秀君
澤 雄二君 浮島とも子君
浜田 昌良君 小泉 昭男君
洲上 貞雄君 渡辺 孝男君
山本 香苗君 高野 博師君
福本 潤一君 木村 仁君
佐藤 昭郎君 福島みずほ君
田 英夫君 加藤 修一君
山本 保君 松 あきら君
弘友 和夫君 加納 時男君
岩城 光英君 山口那津男君
山下 栄一君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 太田 豊秋君
浅野 勝人君 山崎 力君
金田 勝年君 浜四津敏子君

風間 昶君	白浜 一良君
草川 昭三君	木庭健太郎君
狩野 安君	魚住 汎英君
山崎 正昭君	竹中 平蔵君
山谷えり子君	愛知 治郎君
野上浩太郎君	岡田 広君
有村 治子君	末松 信介君
中川 雅治君	中村 博彦君
二之湯 智君	西島 英利君
野村 哲郎君	小池 正勝君
北川イツセイ君	岸 信夫君
荻原 健司君	椎名 一保君
中川 義雄君	山内 俊夫君
世耕 弘成君	山下 英利君
関口 昌一君	藤野 公孝君
小泉 顕雄君	段本 幸男君
常田 享詳君	田村 公平君
田浦 直君	伊達 忠一君
国井 正幸君	阿部 正俊君
林 芳正君	鈴木 政二君
松村 龍二君	岸 宏一君
中原 爽君	泉 信也君
景山俊太郎君	溝手 顕正君
松田 岩夫君	吉村剛太郎君
佐藤 泰三君	尾辻 秀久君
清水嘉与子君	田中 直紀君
若林 正俊君	片山虎之助君
小林 温君	吉田 博美君
長谷川憲正君	亀井 郁夫君
松村 祥史君	水落 敏栄君
山本 順三君	田村 秀昭君
荒井 広幸君	田村耕太郎君

岡田 直樹君	秋元 司君
柏村 武昭君	松山 政司君
舛添 要一君	加治屋義人君
藤井 基之君	西銘順志郎君
川口 順子君	中島 啓雄君
荒井 正吾君	大仁田 厚君
脇 雅史君	鶴保 庸介君
福島啓史郎君	森元 恒雄君
岩永 浩美君	山本 一太君
中島 真人君	橋本 聖子君
矢野 哲朗君	保坂 三蔵君
武見 敬三君	市川 一朗君
南野知恵子君	岩井 國臣君
北岡 秀二君	谷川 秀善君
青木 幹雄君	西田 吉宏君
陣内 孝雄君	中曾根弘文君
真鍋 賢二君	山東 昭子君
竹山 裕君	櫻井 新君
関谷 勝嗣君	倉田 寛之君
鈴木 陽悦君	尾立 源幸君
藤末 健三君	富岡由紀夫君
松下 新平君	糸数 慶子君
木俣 佳丈君	藤本 祐司君
足立 信也君	那谷屋正義君
白 眞勲君	小林 正夫君
柳澤 光美君	喜納 昌吉君
加藤 敏幸君	主濱 了君
芝 博一君	山根 隆治君
池口 修次君	若林 秀樹君
平野 達男君	森 ゆうこ君
辻 泰弘君	大塚 耕平君
松井 孝治君	広野ただし君

高嶋 良充君	佐藤 雄平君
小川 敏夫君	櫻井 充君
福山 哲郎君	内藤 正光君
藤原 正司君	直嶋 正行君
山本 孝史君	小林 元君
佐藤 道夫君	和田ひろ子君
今泉 昭君	伊藤 基隆君
郡司 彰君	田名部匡省君
渡辺 秀央君	西岡 武夫君
広中和歌子君	千葉 景子君
山下八洲夫君	大石 正光君
平田 健二君	蓮 舫君
林 久美子君	広田 一君
仁比 聡平君	島田智哉子君
大久保 勉君	前川 清成君
小林美恵子君	松岡 徹君
津田弥太郎君	大塚 直史君
水岡 俊一君	紙 智子君
鈴木 寛君	岩本 司君
ツルシマルテ君	黒岩 宇洋君
下田 敦子君	大門実紀史君
井上 哲士君	羽田雄一郎君
高橋 千秋君	谷 博之君
神本美恵子君	緒方 靖夫君
小池 晃君	大江 康弘君
榎葉賀津也君	朝日 俊弘君
家西 悟君	工藤堅太郎君
吉川 春子君	市田 忠義君
江田 五月君	前田 武志君
北澤 俊美君	円 より子君
岡崎トミ子君	佐藤 泰介君
築瀬 進君	柳田 稔君

国務大臣

総務大臣	竹中 平蔵君
法務大臣	杉浦 正健君
外務大臣	麻生 太郎君
国土交通大臣	北側 一雄君
国務大臣 (内閣官房長官)	安倍 晋三君
国務大臣 (国家公安委員 会委員長)	杵掛 哲男君

副大臣

総務副大臣	山崎 力君
法務副大臣	河野 太郎君

議長の報告事項

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

尾立 源幸君 補欠
松下 新平君

辞任

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

榎葉賀津也君 補欠
小川 勝也君

辞任

白 眞勲君 補欠
足立 信也君

行政改革に関する特別委員

北川イツセイ君 補欠
加治屋義人君

辞任

和田ひろ子君 補欠
広田 一君

紙 智子君

大門実紀史君

官 報 (号 外)

経済産業委員
 廣田 一君 松下 新平君
 浜田 昌良君 谷合 正明君

国家基本政策委員
 松村 祥史君 青木 幹雄君
 谷合 正明君 浜田 昌良君

予算委員
 河合 常則君 西銘順志郎君
 奥石 東君 前田 武志君

決算委員
 前田 武志君 奥石 東君
 小林美恵子君 大門実紀史君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 補欠
 小川 勝也君 黒岩 宇洋君
 鈴木 寛君 藤本 祐司君
 松井 孝治君 林 久美子君
 山下八洲夫君 加藤 敏幸君

行政改革に関する特別委員
 辞任 補欠
 浅尾慶一郎君 尾立 源幸君
 神本美恵子君 水岡 俊一君
 広田 一君 櫻井 充君
 紙 智子君 吉川 春子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第八一号)

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第八二号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

証券取引委員会設置法案(古本伸一郎君外六名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)審査報告書

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めの件(閣法第七号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国際的な違法伐採対策に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第五六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜納昌吉君提出韓国の地名についての日本政府の立場に関する質問に対する答弁書(第五四号)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員を左記のとおり補欠選任した旨の通知書を受領した。

裁判官訴追委員

小杉 隆君(森山眞弓君の補欠)

審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年五月十六日

外交防衛委員長 舩添 要一
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国と大韓民国との間で、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従つて共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものである。この条約の締結により、我が国から大韓民国に対して請求する共助が大韓民国において一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の迅速化が期待されるので、妥当な措置と認めらる。

一、費用

別に費用を要しない。

刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月二十五日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めの件

刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約

日本国及び大韓民国は、刑事に関する共助の分野における両国の協力を一層実効あるものとすることを希望し、そのような協力が両国において犯罪と戦うことに貢献することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従つて共助を実施する。

2 共助には、次の措置をとることを含む。この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。

- (1) 証言、供述又は物件の取得(搜索又は差押えによるものを含む。)
- (2) 人、物件又は場所の見分
- (3) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

<p>(4) 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供</p> <p>(5) 請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達</p> <p>(6) 拘禁されている者の身柄の移動であつて証言の取得その他の目的のためのもの</p> <p>(7) 裁判上の文書の送達</p> <p>(8) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助</p> <p>(9) 被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中央当局で合意されたもの</p>	<p>1 各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。大韓民国については、中央当局は、法務部長官又は同長官が指定する者とする。</p> <p>2 この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。</p> <p>3 両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たつて、相互に直接連絡する。</p> <p>第三条</p> <p>1 被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。</p> <p>(1) 被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合</p> <p>(2) 被請求国が、請求された共助の実施により自国の安全その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合</p>
<p>(3) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合</p> <p>(4) 被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると認めるに足る十分な理由がある場合</p> <p>(5) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合</p> <p>2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が必要と認める条件を付して共助をすることができるか否かについて検討するために、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。</p> <p>3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。</p>	<p>1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面によつて行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が求める場合には、共助の請求を確認する書面をその後速やかに追加的に提出する。共助の請求には、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の言語による翻訳文(緊急の場合には、英語による翻訳文)を添付する。</p> <p>2 共助の請求に当たつては、次の事項について</p>
<p>通報する。</p> <p>(1) 捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称</p> <p>(2) 捜査、訴追その他の手続の内容及び段階、その対象となる事実並びに請求国の関係法令の条文</p> <p>(3) 請求する共助についての説明</p> <p>(4) 請求する共助の目的についての説明</p> <p>3 共助の請求に当たつては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。</p> <p>(1) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定、国籍及び所在地に関する情報</p> <p>(2) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明</p> <p>(3) 証言、供述又は物件の提出が求められている者に対する質問表</p> <p>(4) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所についての正確な説明</p> <p>(5) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報</p> <p>(6) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法(見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む)についての説明</p> <p>(7) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報</p> <p>(8) 送達を受けるべき者の特定及び所在地、その者と訴訟手続との関係並びに送達の方法に関する情報</p> <p>(9) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明</p> <p>(10) 請求国の関係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報</p>	<p>1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面によつて行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が求める場合には、共助の請求を確認する書面をその後速やかに追加的に提出する。共助の請求には、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の言語による翻訳文(緊急の場合には、英語による翻訳文)を添付する。</p> <p>2 共助の請求に当たつては、次の事項について</p>
<p>する情報</p> <p>(11) 請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明</p> <p>(12) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報</p> <p>4 被請求国が、共助の請求に当たつて通報された情報が共助を実施する上でこの条約上の要求を十分に満たしていないと認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するように要請することができる。</p>	<p>1 被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従つて速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。</p> <p>2 被請求国は、請求された共助を自国の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、適当と認める場合には、前条3(2)、(6)又は(9)に規定する方法で共助の請求に示されたものに従う。</p> <p>3 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国において進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約国の中央当局間で協議の後に付すことができる。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。</p> <p>4 被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国の中央当</p>

局は、これらの情報を開示することなく請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

5 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。

6 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに通報し、また、その実施の結果得られた証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかった場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

第六条

1 被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに第十三条及び第十四条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が支払う。

2 両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかになった場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。

第七条

1 請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意がない限り、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し、又は記録した物そ

の他の物件を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。

2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱うこと又は当該中央当局が定めるその他の条件に従う場合のみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

第八条

1 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供された物件を当該中央当局が定める条件(当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む)に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2 被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供された物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3 請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第九条

1 被請求国は、証言、供述又は物件を取得する。証言又は物件を取得するに当たり、被請求

国は、強制措置(捜査又は差押えを含む)をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合にに限る。

2 被請求国は、証言、供述又は物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び自国の法令の範囲内で、当該者が証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3 (1) 被請求国は、この条の規定に従って証言、供述又は物件の提出を求められた者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、当該証言、供述又は物件を取得する。

(2) 被請求国は、証言、供述又は物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の手続に関して権限を有する当局が当該主張を処理するよう、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を請求国の中央当局に提供する。

第十条

1 被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。このため、被請求国は、強制措置をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合にに限る。

2 被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

第十一条

被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十二条

1 被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2 被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自国の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供するよう最善の努力を払う。

第十三条

1 被請求国は、自国に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることについて伝達する。請求国の中央当局は、自国が当該出頭のために支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、当該者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

2 1に規定する招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意した者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁されず、ま

た、身体の自由についての制限の対象とはならない。当該者は、共助の請求に示された特定の手續以外のいかなる手續においても証拠を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の捜査以外のいかなる捜査についても協力することを強制されない。

3 (1) 1に規定する招請に従つて請求国の関係当局に出頭することに同意した者につき2の規定に従つて与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。
(a) 当該者が自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によつて通知された後十五日が経過した時
(b) 当該者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻つた場合であつてはその時
(c) 当該者が出頭期日に関係当局に出頭しなかつた場合(やむを得ない事情によることを除く)にあつてはその時

(2) 請求国の中央当局は、(1)(a)の通知が行われた場合又は当該保護措置が(1)(b)若しくは(c)に規定する時に終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。
4 この条に規定する出頭の招請に同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問はず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

1 証言の取得その他の目的のため、被請求国において拘禁されている者の身柄が請求国の領域にあることが必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国の領域へ移す。ただし、被請求国の法令において

第十四条

認められる場合であつて、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意したときに限る。
2 (1) 請求国は、被請求国が1の規定に従つて身柄を移された者を拘禁しないことについての承諾を与える場合を除くほか、当該者を拘禁する。
(2)(a) 請求国は、両締約国の中央当局による事前の又は別段の合意に従い、当該者を被請求国に直ちに送還する。
(b) 被請求国の中央当局が、請求国の中央当局に対し、当該者について、被請求国の法令上拘禁の必要がなくなつたことを通報した場合には、請求国は、当該者を被請求国に直ちに送還する。
(3) 請求国によつて当該者が拘禁された期間中は、被請求国における当該者の刑期に算入する。
3 この条の規定に従つて請求国に身柄を移された者は、請求国から被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条に規定する保護措置を享受する。ただし、当該者が当該保護措置を享受しないことについての同意を与え、かつ、両締約国の中央当局がそれについて合意する場合、この限りでない。
4 この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問はず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十五条

1 被請求国は、送達のために請求国から送付さ

れた裁判上の文書の送達を実施する。
2 請求国の関係当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係る共助の請求は、出頭期日の少なくとも四十五日前までに被請求国によつて受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。
3 被請求国の中央当局は、第五条6の規定に従つて裁判上の文書の送達の実施の結果を通報するに当たり、請求国の中央当局に対し、送達を実施されたこと並びに送達が実施された日付、場所及び方法を書面により通報する。
4 この条の規定に従つて送達された裁判上の文書であつて請求国の関係当局への出頭を求めるものに従わない者は、当該文書における記述のいかんを問はず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。ただし、この規定は、請求国がその後、被疑者又は被告人に対し、それらの者が裁判上の文書に従わなかつたことを考慮して、自国の関係当局への出頭を確保するため自国内において強制措置をとることを妨げるものではない。

第十六条

1 被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手續について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。
2 1の規定による共助の実施の結果犯罪の収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を請

求国に移転することができる。
第十七条
この条約のいずれの規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従つて他方の締約国に対し、共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。
第十八条

1 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。
2 両締約国は、必要に応じて、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。
第十九条

1 この条約は、批准されなければならない。
2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
3 この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われた共助の請求(当該請求がこの条約の効力発生の日前行われた行為に係るものである場合を含む)について適用する。
4 いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して書面による通告を与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。
二千六年一月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作

成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

麻生太郎

大韓民国のために

羅鍾一

審査報告書

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年五月十六日

総務委員長 世耕 弘成

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を引き続き講ずることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、電気通信基盤充実臨時措置法が廃止するものとされる期限を延長しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十八年度一般会計予算(総務省所管)に高度電気通信施設整備促進費補助金として一億二千六百万円が計上されている。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月十三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成十八年五月三十一日」を「平成二十三年五月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年五月十六日

法務委員長 弘友 和夫

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、テロの未然防止のため、上陸審査時に外国人(特別永住者等を除く。)に指紋等

の個人識別情報の提供を義務付け、及びテロリストの入国を規制するための措置を講ずるほか、上陸審査及び退去強制の手続の一層の円滑化のための措置を講ずるとともに、構造改革特別区域法に規定されている在留資格に関する特例措置等を全国において実施するための規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため必要な経費は、来年度以降計上される。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 個人識別情報として外国人に求める指紋情報の提供については、指紋の利用に係る国際的動向を勘案するなど、その実施時期を慎重に定めること。

二 提供された個人識別情報については、その保護に万全を図るとともに、保有期間は、本法の施行後の運用状況及びプライバシー保護の必要性を勘案しつつ、出入国の公正な管理に真に必要なかつ合理的な期間とし、期間経過後は直ちに適切な方法で消去すること。また、自動化ゲートの利用のために提供された個人識別情報については、その措置に係る登録が効力を失ったときは、直ちに当該個人識別情報を消去すること。

三 提供された個人識別情報の出入国管理の目的以外の利用については、慎重に判断し、必要最小限なものとする。

四 個人識別情報のうち指紋情報については、科学技術の進展、国際的動向等を勘案して、その提供義務化の要否、提供を義務付けられる外国人の範囲などを必要に応じ再検討すること。

五 新たに退去強制の対象とする「テロリスト」の認定に当たっては、恣意的にならないよう厳格に行うとともに、退去強制手続を行うに当たっては、適正手続の保障の理念に照らし、「テロリスト」と認定するに至った事実関係等を明確かつ具体的に示し、退去強制を受けようとする者が十分に反論を行う機会を与えること。

六 自動化ゲートの導入後においても、同ゲートを利用しない者に不便を来さないよう、出入国手続の一層の迅速化に努めること。

七 個人識別情報提供の義務化については、特に近隣諸国等に対する十分な説明と広報を行うなど、観光立国行動計画の推進を阻害することのないように努めること。

八 国民の安全・安心を図るため、テロの根源的解決に向けた諸施策も積極的に推し進めていくこと。また、テロ対策を進めるに当たっては、難民条約や拷問等禁止条約の趣旨に反することのないように留意すること。

右決議する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年三月三十日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の二」を「第二十四条の三」に改める。

第二条の二第三項中「三年」の下に「(特定活動(別表第一の五の表の下欄二に係るものを除く。)の在留資格にあつては、五年)」を加える。

第三条第一項第二号中「証印」の下に「若しくは第九条第四項の規定による記録」を加える。

第六条に次の一項を加える。

3 前項の申請をしようとする外国人は、入国審査官に対し、申請者の個人の識別のために用いられる法務省令で定める電子計算機の用に供するため、法務省令で定めるところにより、電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。)によつて個人識別情報(指紋、写真その他の個人を識別することができる情報として法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)

二 十六歳に満たない者

三 本邦において別表第一の一の表の外交の項又は公用の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者

四 国の行政機関の長が招へいする者

五 前二号に掲げる者に準ずる者として法務省令で定めるもの

第七条第一項第二号中「五の表の下欄」の下に「(二に係る部分に限る。)」を、「四の表の下欄」の下に「並びに五の表の下欄(口に係る部分に限る。)」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、別表第一の五の表の下欄(イからハまでに係る部分に限る。)に掲げる活動を行おうとする外国人は、同項第二号に掲げる条件に適合していることの立証については、次条に規定する証明書をもつてしなければならない。

第七条に次の一項を加える。

4 入国審査官は、第一項の規定にかかわらず、前条第三項各号のいずれにも該当しないと認められる外国人が同項の規定による個人識別情報の提供をしないときは、第十条の規定による口頭審理を行うため、当該外国人を特別審査官に引き渡さなければならない。

第九条第五項中「次条第七項又は」を「次条第八項若しくは」に改め、「証印」の下に「又は第四項の規定による記録」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「より」を「よる」に改め、「証印」の下に「又は前項の規定による記録を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏

名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第一項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 第七項の規定による登録を受けた者であること。

二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

九 九条に次の一項を加える。

7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号(特別永住者にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第四項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

一 第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けていること又は第六十一条の二の二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持していること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

三 当該登録の時に、第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

「速やかに」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「当該外国人に」を「その者に」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「当該外国人」の下に「(第七条第四項の規定による引渡しを受けた外国人にあつては、第六条第三項各号のいずれかに該当すると認定した者又は特別審査官に対し法務省令で定めるところにより電磁的方式によつて個人識別情報を提供した者に限る。第十項において同じ。)」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 特別審査官は、口頭審理の結果、第七条第四項の規定による引渡しを受けた外国人が、第六条第三項各号のいずれにも該当しないと認定したときは、当該外国人に対し、速やかにその旨を知らせて、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を通知しなければならない。ただし、当該外国人が、特別審査官に対し、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供したときは、この限りでない。

第十三条第四項中「第十条第七項」を「第十条第八項」に、「第十条第十項」を「第十条第七項若しくは第十一項」に改める。

第十三条の二第二項中「第十条第十項」を「第十条第七項若しくは第十一項」に改める。

第十四条第一項ただし書中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第

二 十六歳に満たない者

官 報 (号 外)

<p>三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。</p> <p>第十五条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。</p> <p>第十六条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「当該許可」を「当該許可」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。</p> <p>7 入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。</p> <p>第十六条第四項中「付し、かつ、必要があると認めるときは、指紋を押なつさせる」を「付する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p>	<p>る。</p> <p>3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。</p> <p>第十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。</p> <p>第十八条第四項中「附する」を「付する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 入国審査官は、第一項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。前項の規定による引渡しを受ける場合において必要があると認めるときも、同様とする。</p> <p>第十八条の二第三項中「付し、かつ、必要があると認めるときは、指紋を押なつさせる」を「付する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定め</p>	<p>るところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。</p> <p>第二十二條第二項ただし書中「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)」を「特別永住者」に改める。</p> <p>第二十二條の四第一項第一号中「証印」の下に「(第九條第四項の規定による記録を含む。)」を加える。</p> <p>第二十四條第三号中「証印」の下に「第九條第四項の規定による記録を含む。)」を加え、「又はこの章」を「又はこの章」に改め、同号の次に次の二号を加える。</p> <p>三の二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号)第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為(以下この号において「公衆等脅迫目的の犯罪行為」という。)、公衆等脅迫目的の犯罪行為の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする行為を行うおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者として法務大臣が認定する者</p> <p>三の三 国際約束により本邦への入国を防止すべきものとされている者</p> <p>第二十四條第五号の二中「第十條第十項」を「第十條第七項若しくは第十一項」に改め、同条第六号の二中「第十六條第七項」を「第十六條第九項」に改める。</p> <p>第二十四條の二中「前條第二号の三」を「第二十四條第二号の三」に改め、同条第二号中「前條第三</p>	<p>号」を「第二十四條第三号」に改め、第四章第二節中同条を第二十四條の三とし、同条の前に次の一条を加える。</p> <p>第二十四條の二 法務大臣は、前條第三号の二の規定による認定をしようとするときは、外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官及び海上保安庁長官の意見を聴くものとする。</p> <p>2 外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官又は海上保安庁長官は、前條第三号の二の規定による認定に関し法務大臣に意見を述べることができる。</p> <p>第五十一條中「理由」の下に、「送還先」を加える。</p> <p>第五十二條第三項中「写」を「写し」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「第五十三條」を「次条」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合においては、退去強制令書の記載及び次条の規定にかかわらず、当該申請に基づき、その者の送還先を定めることができる。</p> <p>第五十七條第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「本邦に入り、又は」及び「到着し、又は」を削り、「乗客名簿及び乗員名簿を提出しなければ」を「その乗員及び乗客に係る前項に規定する事項を報告しなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。</p> <p>本邦に入る船舶等の長は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その船舶等が到着する出入国港の入国審査官に対し、その乗員及び乗客に係る氏名その他の法務省令で定める事</p>
---	---	--	--

項を報告しなければならない。
 第五十八条中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。
 第七十条第一項第七号の二中「第十六条第七項」を「第十六条第九項」に改める。
 第七十二条第三号中「第十八条の二第三項」を「第十八条の二第四項」に改める。
 第七十七条第二号を次のように改める。

二 第五十七条第一項若しくは第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をせし、同条第三項の規定に違反して報告をせず、又は同条第四項若しくは第五項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
 別表第一の五の表の特定活動の項を次のように改める。

特定活動

法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する活動

イ 本邦の公私の機関(高度な専門的知識を必要とする特定分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動(教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。)又は当該活動と併せて当該特定分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動

ロ 本邦の公私の機関(情報処理(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。)に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所)において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動

ハ イ又はロに掲げる活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の二第三項、第七条第一項第二号及び第二項、第五十一条、第五十二条第三項及び第四項並びに別表第一の五の表の改正規定並びに次条から附則第五条まで及び附則第七條の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第五十七条、第五十八条及び第七十七条第二号の改正規定並びに附則第六條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条第一項第二号の改正規定、第六条に一項を加える改正規定、第七条に一項を加える改正規定、第九条、第十条、第十一条第一項、第十三条第四項、第十三条の二第一項、第十四条から第十八条の二まで、第二十二條第二項ただし書及び第二十二條の四第一項第一号の改正規定、第二十四條の改正規定(同条第三号の次に二号を加える部分を除く。)、第七十条第一項第七号の二及び第七十二条第三号の改正規定並びに附則第八條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際に、附則第七條の規定による改正前の構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号。以下「旧

特区法」という。)第二十五条又は第二十六条に規定する活動であつて次の各号に掲げるものを行う者として前条第一号に掲げる規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧法」という。)別表第一の五の表の上欄の在留資格(以下「旧在留資格」という。)をもつて在留する者は、当該各号に定める活動を行う者として同条第一号に掲げる規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新法」という。)別表第一の五の表の上欄の在留資格(以下「新在留資格」という。)をもつて在留する者とみなす。この場合において、新在留資格に依じて行うことのできる活動は旧在留資格に依じて行うことのできた活動とし、新在留資格に伴う在留期間は旧在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。

一 旧特区法第二十五条第一項に規定する特定研究等活動(以下「旧特定研究等活動」という。)(新法別表第一の五の表の下欄(イ)に係る部分に限る。)に掲げる活動(以下「新特定研究等活動」という。)

二 旧特区法第二十六条第一項に規定する特定情報処理活動(以下「旧特定情報処理活動」という。)(新法別表第一の五の表の下欄(ロ)に係る部分に限る。)に掲げる活動(以下「新特定情報処理活動」という。)

三 旧特区法第二十五条第一項に規定する特定研究等家族滞在活動(以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。)(新法別表第一の五の表の下欄(ハ)中新特定研究等活動に係る部分に限る。)に掲げる活動(以下「新特定研究等家族滞在活動」という。)

四 旧特区法第二十六条第一項に規定する特定情報処理家族滞在活動(以下「旧特定情報処理家族滞在活動」という。新法別表第一の五の表の下欄(八)中新特定情報処理活動に係る部分に限る。)に掲げる活動(以下「新特定情報処理家族滞在活動」という。)

2 前条第一号に掲げる規定の施行の際に、旧在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧特定研究等活動、旧特定情報処理活動、旧特定研究等家族滞在活動又は旧特定情報処理家族滞在活動を行おうとする者としてした旧法第七条の二第一項の証明書の交付の申請は、それぞれ、新特定研究等活動、新特定情報処理活動、新特定研究等家族滞在活動又は新特定情報処理家族滞在活動を行おうとする者としてした新法第七条の二第一項の証明書の交付の申請とみなす。

第四条 外国人が旧特区法第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定により交付された旧法第七条の二第一項の証明書を提出して新法第六條第二項の上陸の申請をした場合には、新法第七条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、旧特定研究等活動、旧特定情報処理活動、旧特定研究等家族滞在活動又は旧特定情報処理家族滞在活動に該当する活動に係る証明書の記載は、それぞれ、新特定研究等活動、新特定情報処理活動であつて同条第一項第二号に規定する法務省令で定める基準に適合するもの、

新特定研究等家族滞在活動又は新特定情報処理家族滞在活動に該当する活動に係る証明書の記載とみなす。

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした旧特区法第二十五条第五項各号(旧特区法第二十六条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる外国人についての在留資格に係る旧法第二十条第二項、第二十一条第二項又は第二十二條の二第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる活動を行おうとする者としての旧在留資格の区分に応じ、当該各号に定める活動を行おうとする者としての新在留資格に係る新法第二十条第二項、第二十一条第二項又は第二十二條の二第二項の規定による許可の申請とみなす。

- 一 旧特定研究等活動 新特定研究等活動
- 二 旧特定情報処理活動 新特定情報処理活動
- 三 旧特定研究等家族滞在活動 新特定研究等家族滞在活動
- 四 旧特定情報処理家族滞在活動 新特定情報処理家族滞在活動

(罰則に関する経過措置)
 第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 第七条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。
 第二十五条から第二十七条までを次のように改める。
 第二十五条から第二十七条まで 削除
 別表第十五号中「外国人研究者受入れ促進事

業」を「削除」に改め、同表第十六号中「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」を「削除」に改める。
 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
 第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第十六条第三項、第十七条第二項、第十八条第三項、第十八条の二第二項」を「第十六条第四項、第十七条第三項、第十八条第四項、第十八条の二第三項」に改める。

投票者氏名

日程第一 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めの件(衆議院送付)
 賛成者氏名

- | | |
|--------|--------|
| 阿部 正俊君 | 愛知 治郎君 |
| 青木 幹雄君 | 秋元 司君 |
| 浅野 勝人君 | 荒井 正吾君 |
| 有村 治子君 | 泉 信也君 |
| 市川 一朗君 | 岩井 國臣君 |
| 岩城 光英君 | 岩永 浩美君 |
| 魚住 汎英君 | 尾辻 秀久君 |
| 大仁田 厚君 | 太田 豊秋君 |
| 岡田 直樹君 | 岡田 広君 |
| 荻原 健司君 | 加治屋義人君 |
| 加納 時男君 | 狩野 安君 |

- | | |
|--------|---------|
| 景山俊太郎君 | 柏村 武昭君 |
| 片山虎之助君 | 金田 勝年君 |
| 川口 順子君 | 木村 仁君 |
| 岸 宏一君 | 岸 信夫君 |
| 北岡 秀二君 | 北川イツセイ君 |
| 国井 正幸君 | 倉田 寛之君 |
| 小池 正勝君 | 小泉 昭男君 |
| 小泉 顕雄君 | 小林 温君 |
| 佐藤 昭郎君 | 佐藤 泰三君 |
| 坂本由紀子君 | 櫻井 新君 |
| 山東 昭子君 | 清水嘉与子君 |
| 椎名 一保君 | 陣内 孝雄君 |
| 末松 信介君 | 鈴木 政二君 |
| 世耕 弘成君 | 関口 昌一君 |
| 関谷 勝嗣君 | 田浦 直君 |
| 田中 直紀君 | 田村 公平君 |
| 田村耕太郎君 | 伊達 忠一君 |
| 竹中 平蔵君 | 竹山 裕君 |
| 武見 敬三君 | 谷川 秀善君 |
| 段本 幸男君 | 常田 享詳君 |
| 鶴保 庸介君 | 中川 雅治君 |
| 中川 義雄君 | 中島 啓雄君 |
| 中島 眞人君 | 中曾根弘文君 |
| 中原 爽君 | 中村 博彦君 |
| 二之湯 智君 | 西島 英利君 |
| 西田 吉宏君 | 西銘順志郎君 |
| 野上浩太郎君 | 野村 哲郎君 |
| 南野知恵子君 | 橋本 聖子君 |
| 林 芳正君 | 福島啓史郎君 |
| 藤井 基之君 | 藤野 公孝君 |
| 保坂 三蔵君 | 真鍋 賢二君 |
| 舛添 要一君 | 松田 岩夫君 |

朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君	日程第三 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	阿部 正俊君	愛知 治郎君	武見 敬三君	谷川 秀善君
家西 悟君	池口 修次君	築瀬 進君	柳澤 光美君	賛成者氏名 一三一名	青木 幹雄君	秋元 司君	段本 幸男君	常田 享詳君
犬塚 直史君	今泉 昭君	柳田 稔君	山根 隆治君	阿部 正俊君	浅野 勝人君	荒井 正吾君	鶴保 庸介君	中川 雅治君
岩本 司君	江田 五月君	山本 孝史君	蓮 鮎君	青木 幹雄君	有村 治子君	泉 信也君	中川 義雄君	中川 啓雄君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩永 浩美君	中島 真人君	中島 眞人君
大石 正光君	大江 康弘君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君	市川 一朗君	岩住 汎英君	尾辻 秀久君	中原 爽君	中村 博彦君
大久保 勉君	大塚 耕平君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	魚住 汎英君	大仁田 厚君	太田 豊秋君	二之湯 智君	西島 英利君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	加藤 修一君	風間 昶君	大仁田 厚君	岡田 直樹君	岡田 広君	西田 吉宏君	西銘順志郎君
神本美恵子君	喜納 昌吉君	草川 昭三君	木庭健太郎君	荻原 健司君	加治屋義人君	加治屋義人君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	澤 雄二君	白浜 一良君	荻原 健司君	加納 時男君	狩野 安君	南野知恵子君	橋本 聖子君
黒岩 宇洋君	郡司 彰君	高野 博師君	谷合 正明君	岡田 直樹君	景山俊太郎君	柏村 武昭君	林 芳正君	福島啓史郎君
小林 正夫君	小林 元君	遠山 清彦君	西田 実仁君	岡田 直樹君	片山虎之助君	金田 勝年君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	弘友 和夫君	福本 潤一君	加納 時男君	川口 順子君	木村 仁君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
佐藤 雄平君	櫻井 充君	山口那津男君	山下 栄一君	加納 時男君	岸 宏一君	岸 信夫君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
芝 博一君	島田智哉子君	山本 香苗君	山本 保君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
下田 敦子君	主濱 了君	山本 香苗君	山本 保君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
田名部匡省君	高嶋 良充君	荒井 広幸君	亀井 郁夫君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
高橋 千秋君	谷 博之君	田村 秀昭君	長谷川憲正君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
千葉 景子君	シレンマルテ君	木俣 佳丈君	鈴木 陽悦君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
津田弥太郎君	辻 泰弘君	角田 義一君	角田 義一君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
富岡由紀夫君	那谷屋正義君	反対者氏名	反対者氏名	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
内藤 正光君	直嶋 正行君	井上 哲士君	市田 忠義君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君	緒方 靖夫君	紙 智子君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
白 眞勲君	林 久美子君	小池 晃君	小池 美恵子君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
平田 健二君	平野 達男君	大門実紀史君	仁比 聡平君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
広田 一君	広中和歌子君	吉川 春子君	大田 昌秀君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
広野ただし君	福山 哲郎君	近藤 正道君	福島みずほ君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
藤末 健三君	藤本 祐司君	近藤 正道君	又市 征治君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
藤原 正司君	前川 清成君	糸数 慶子君	糸数 慶子君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
松井 孝治君	松岡 徹君	松岡 徹君	松岡 徹君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君
松下 新平君	円より子君	円より子君	円より子君	加納 時男君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君

山下 栄一君
山本 保君
鰐淵 洋子君
龜井 郁夫君
長谷川憲正君

反対者氏名

九四名

足立 信也君
伊藤 基隆君
池口 修次君
今泉 昭君
江田 五月君
尾立 源幸君
大江 康弘君
大塚 耕平君
加藤 敏幸君
喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
郡司 彰君
小林 元君
佐藤 道夫君
櫻井 充君
島田智哉子君
主濱 了君
鈴木 寛君
高嶋 良充君
谷 博之君
ツギシ マルティ君
辻 泰弘君
那谷屋正義君
直嶋 正行君

山本 香苗君
渡辺 孝男君
荒井 広幸君
田村 秀昭君

朝日 俊弘君
家西 悟君
犬塚 直史君
岩本 司君
小川 敏夫君
大石 正光君
大久保 勉君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
北澤 俊美君
黒岩 宇洋君
小林 正夫君
佐藤 泰介君
佐藤 雄平君
芝 博一君
下田 敦子君
榎葉賀津也君
田名部匡省君
高橋 千秋君
千葉 景子君
津田弥太郎君
富岡由紀夫君
内藤 正光君
西岡 武夫君

羽田雄一郎君
林 久美子君
平野 達男君
広中和歌子君
福山 哲郎君
藤本 祐司君
前川 清成君
松岡 徹君
円 より子君
森 ゆうこ君
柳澤 光美君
山根 隆治君
蓮 舫君
若林 秀樹君
井上 哲士君
緒方 靖夫君
小池 晃君
大門実紀史君
吉川 春子君
近藤 正道君
淵上 貞雄君
糸数 慶子君
鈴木 陽悦君

白 眞勲君
平田 健二君
広田 一君
広野ただし君
藤末 健三君
藤原 正司君
松井 孝治君
松下 新平君
水岡 俊一君
築瀬 進君
柳田 稔君
山本 孝史君
和田ひろ子君
渡辺 秀史君
市田 忠義君
紙 智子君
小林美恵子君
仁比 聡平君
大田 昌秀君
福島みずほ君
又市 征治君
木俣 佳丈君
角田 義一君

大学の在り方に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年四月二十七日

参議院議長 扇 千景殿

櫻井 充

大学の在り方に関する質問主意書

近年、大学進学率の上昇を受けて、大学の設置数は増加している。しかし、少子化による受験者の減少によって、各大学は厳しい競争を強いられ

らかにされたい。

四 政府は、大学設置基準の要件を緩和する方向で検討しているが、それは事実か。事実であるとすれば、現行の要件を緩和しても弊害は生じないのか、また、仮に弊害が生じた場合にはその責任はだれにあり、どのように対処するのかも併せて示されたい。

また、バブル崩壊後の日本経済は低成長に転じており、科学技術もキャッチアップの時代を過ぎている。これらの環境変化によって、大学には、これまでの役割に加えて、基礎研究の充実や教育活動の拡大等新たな役割も要求されるようになって

五 大学の運営上、大学設置基準以外に学校教育法により従うことが求められる基準となるものはあるか。あるのであれば、それらをすべて示されたい。

大学がこうした時代の変化に即応して、柔軟にその在り方を見直していくのは当然のことである。しかし、大学は高等教育の基盤であり、国家の発展に不可欠なものであるから、その見直しによつて本来大学が果たすべき役割や公共性といった点のあるべき姿が損なわれることがあつてはならない。

六 大学設置基準第十四条は教授となることのできる者の資格を列挙している。しかし、第一号から第五号までは要件を明確に述べているのに対し、第六号のみが「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と要件が漠然としている。その理由はなぜか。また、具体的にはどのような者がこの要件に該当するのか。

そこで、以下質問する。

一 政府は、大学が果たすべき役割と公共性がどのようなものであると認識しているか。

二 政府は、一に対する答弁で示された役割と公共性が損なわれないようにするために、大学の運営はどのようなものであるべきと考えているのか。

七 大学が大学設置基準を満たしていない場合、政府はどのような措置を講ずるのか。具体的に示されたい。

八 大学の運営は、基本的に大学側の自治に基づき行われることになると考えるが、どこまで大学自らの判断で決定することが許されているのか。例えば、仮に学校教育法や大学設置基準等の法規に反しないとしても、授業の形態や単位の授与等について恣意的な決定を行うなど、大学に対して一般的に求められる常識・社会通念から外れた行為を行うことは許されるのか。

三 学校教育法の規定に基づき、文部科学省令により大学設置基準が定められており、大学を設置する際にはこれに従うことが義務付けられている。この大学設置基準で定めている具体的な内容は、どのような検討を行い、かつどのような理論的根拠をもつて定められたものであるのか。具体的な検討・決定過程を含めて詳細に明

九 大学が、八で述べた一般的な求められる常識・社会通念から外れた行為を行うことは許されるのか。

ようにするために、政府はどのような措置を講じているのか。また、仮にこれらの行為について何らかの問題が発生した場合、政府はその解決を図るための措置をどこまで積極的に講ずることができるのか。
右質問する。

平成十八年五月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員櫻井充君提出大学の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出大学の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

大学は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)第六条及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定により、法律に定める学校として公の性質を持つものとされるときも、同法第五十二条の規定により、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とするものとして位置付けられており、社会の負託にこたえ、優れた人材の養成や学術研究の発展等に貢献することが期待されているものと認識している。

二について

大学は、教育基本法及び学校教育法を始めとする関係法令の規定の通り、その果たすべき役割と公の性質を持つものであることについて

ての自覚の下に運営されるべきものであると考える。

三について

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)は、昭和三十一年に、当時の文部省に置かれた大学設置基準研究協議会における検討を踏まえ定められたものである。大学設置基準の改正を行う場合は、昭和六十二年以降は学校教育法第六十条の規定により審議会に諮問しなければならぬこととされている。大学設置基準の具体的内容については、社会の要請にこたえ、大学としてふさわしい教育及び研究を実施していく上で必要となる設備、編制等の最低限の水準の在り方について、大学関係者、有識者等で構成される審議会等における検討を踏まえ定めているものである。

四について

政府としては、社会の要請に的確にこたえ、国際的にも評価される特色ある大学づくりを目指す観点に立つて、大学の設備、編制その他に関する基準の在り方について、教育研究の質の確保に留意しつつ、不断の検討を行っているものである。

五について

学校教育法の委任に基づく政令及び省令としては、大学設置基準のほか、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)、学校教育法(昭和二十八年文部省令第九号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、学校教育法等の一部を改正する

法律附則第二項の規定に基づき同法による改正後の学校教育法第五十五条の三の規定を適用しない者を定める省令(平成十一年文部省令第三十八号)、専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)、高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)がある。

六について

教授となることのできる者について、大学設置基準第十四条第六号において、「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と規定しているのは、大学や研究所のみならず、広く社会に人材を求め、その優れた知識及び経験を大学において活用することが必要であることにかんがみ、各界にあって優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者について、学位、研究上の業績又は教育の経歴の有無にかかわらず、大学の教授の資格を認めるという趣旨によるものである。具体的には、例えば、企業等において、多年にわたり実務に従事する中で培った豊富な知識や経験が、大学における教育研究の向上に資すると認められる者等が、この要件に該当するものである。

七について

文部科学大臣は、公立又は私立の大学が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、その自主的な改善を促すとともに、学校教育法第十五条の規定に基づき、必要に応じて報告又は資料の提出を

求め、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができ、当該勧告によってもなお勧告事項が改善されない場合には、変更を命ずることができ、当該命令によってもなお勧告事項が改善されない場合には、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができることとされている。

また、同法第十三条の規定に基づき、文部科学大臣は、公立又は私立の大学が法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定により文部科学大臣がした命令に違反したとき又は六か月以上授業を行わなかったときは、その学校の閉鎖を命ずることができることとされている。

なお、国立大学については、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十五条第一項の規定により、文部科学大臣は、法令に違反する行為等の是正のために必要な措置を講ずることを求めることができることとされている。

八及び九について

大学の運営においては、その教育研究の特性にかんがみ、大学の自主性が尊重されるべきである。このため、大学の授業の方法や単位の授与等については、関係法令の規定の通り、各大学において適切に判断した上で行われるべきものと考ええる。

大学が、関係法令の趣旨を踏まえつつ、大学としての役割を適切に果たしていくよう、学校教育法第六十九条の三の規定により、大学の教育研究等の状況について当該大学自ら点検及び評価を行うこと並びに当該大学の教育研究等

の総合的な状況について認証評価機関による評価を受けること等が義務付けられている。

大学が、大学としての役割を適切に果たしていないと認められる場合には、大学にその自主的な改善を促すとともに、法令違反の事実が認められれば、七について述べたとおり、文部科学大臣は、学校教育法の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告する等の措置を講ずることができる。

イレッサの副作用被害問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年四月二十七日

櫻井 充

参議院議長 扇 千景殿

イレッサの副作用被害問題に関する質問主意書

イレッサは、英国アストラゼネカ社が製造する手術不能又は再発非小細胞肺癌に使用されている抗癌性腫瘍剤(抗がん剤)ゲフィチニブの販売名である。アストラゼネカ社の日本人であるアストラゼネカ株式会社は平成十四年一月二十五日に医薬品輸入承認申請を行い、優先審査の対象とされたことから、わずか五か月後の同年七月五日に世界で初めて承認され、同月十六日より販売が開始された。ところが、販売開始から三か月後の同年十月十五日までに、間質性肺炎等肺障害発症例二十六例(うち死亡十三例)が報告され、同日、間質

性肺炎について警告する緊急安全性情報が発出された。その後も間質性肺炎の被害は止まらず、平成十七年四月二十二日現在で間質性肺炎等肺障害発症例千五百五十五例(うち死亡六百七例)、平成十八年三月末日現在で同症例千六百三十一例(うち死亡六百四十三例)もの報告がなされている。

一方、ゲフィチニブの有効性の指標となる延命効果については、延命効果を確認する第Ⅲ相臨床試験(INTRACT1・2、ISEL、SWOG0023)の結果が相次いで報告されたが、平成十四年八月に報告されたINTRACT1・2、平成十六年十二月に報告されたISEL、平成十七年五月に報告されたSWOG0023の中間解析のいずれにおいても、ゲフィチニブに有意な延命効果は認められなかった。以上の結果を受け、英国アストラゼネカ社は、平成十七年一月四日にEU公衆医薬品審査庁への承認申請を取り下げた。また、米国食品医薬品局(FDA)は、平成十七年六月十七日にゲフィチニブの新規使用を原則禁止とした。

これに対し、我が国では依然ゲフィチニブの使用が継続されている。平成十七年五月にSWOG0023試験に関する研究発表がなされた際にも、厚生労働省は、ゲフィチニブの使用継続を前提に、製薬企業に対しこの研究発表を医療関係者に情報提供するよう指導するとともに、日本肺癌学会に対し「ゲフィチニブ使用に関するガイドライン」改訂の必要性について検討を依頼することを発表した。

以上の事実関係を踏まえ、ゲフィチニブによる被害の実態を明らかにし、ゲフィチニブ又は他の抗がん剤による同様の被害を防止する観点から、

以下質問する。

一 ゲフィチニブによる副作用被害について、平成十八年三月末日現在で報告のある間質性肺炎等肺障害発症例数及び死亡例数が公表されたが、累積使用患者数については公表されていない。被害の実態を明らかにするため、同日時点でのゲフィチニブの累積使用患者数を明らかにされたい。

二 政府は、ゲフィチニブが六百人を超す副作用被害死亡例を出した原因をどのように考えているのか、具体的に明らかにされたい。

三 政府は、これまでのゲフィチニブによる副作用被害の実態を踏まえ、ゲフィチニブによる副作用被害を今後出さないために、現段階までにどのような対策を講じ、また、今後講じる予定でいるのか、具体的に示されたい。

四 多数の副作用による被害が生じている上、諸外国で使用されなくなったゲフィチニブを、なぜ我が国では継続して使用しているのか、明確に示されたい。

五 抗がん剤について、使用患者総数に対してどのような著効例がどの程度の割合認められた場合に有効性があると判断しているのか。また、どの程度の割合の死亡例が報告された場合に安全性が欠如すると判断しているのか。有効性及び安全性の評価基準を具体的に明らかにされたい。

六 抗がん剤について、どのような副作用被害がどの程度の割合発生したときに、その承認を取り消したり使用の中止を命じたりすることとしているのか。その基準を具体的に明らかにされたい。

七 平成十七年五月にSWOG0023試験に関する研究発表がなされた際の厚生労働省の対応は、この試験について米国の国立がん研究所のホームページから入手できる資料以外に、詳細な情報を入手して検討した結果であるのか。そうであれば、いつ、いかなる方法で、どのような情報を入手したのか。

八 政府は、我が国で承認審査中若しくは使用中の医薬品に関する海外での臨床試験結果等の情報収集について、遺漏なきようにするためにどのような体制で臨んでいるのかを明らかにされたい。

平成十八年五月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員櫻井充君提出イレッサの副作用被害問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出イレッサの副作用被害問題に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの平成十八年三月末日時点のゲフィチニブの累積使用患者数については、把握していない。

二 について
厚生労働省に報告されているゲフィチニブ使用後の間質性肺炎等による死亡例が六百例以上となつてることについての原因は明らかではない。

三について

厚生労働省がこれまでに講じてきたゲフィチニブに係る主な安全対策は、次のとおりである。

平成十四年十月、本剤の使用により間質性肺炎等が発現することがあるので、胸部X線検査を行うこと等を添付文書の警告欄に記載すること、緊急安全性情報を配布すること等をアストラゼネカ株式会社へ指示した。

同年十二月、少なくとも使用開始後四週間は入院又はそれに準ずる管理下で、間質性肺炎等の重篤な副作用発現に関する観察を十分に行うこと等を添付文書の警告欄に記載すること等を同社に指示した。

平成十五年四月、本剤による治療を開始するに当たり、特発性肺線維症等の合併の有無を確認し、これらの合併症を有する患者に使用する場合には特に注意すること等を添付文書の警告欄に記載すること等を同社に指示した。

平成十六年九月、特に全身状態の悪い患者ほど、間質性肺炎等の発現率及び死亡率が上昇する傾向があること等を添付文書の警告欄に記載すること等を同社に指示した。

平成十七年三月、本剤を使用する際は、日本肺癌学会のゲフィチニブ使用に関するガイドライン等の最新の情報を参考にすることを添付文書の重要な基本的注意欄に記載すること、間質性肺炎等の発症原因の解明や回避方法の策定等に向けて努力し、その進捗について定期的に厚生労働省に報告すること等を同社に指示した。

厚生労働省としては、今後とも、アストラゼネカ株式会社からの報告やゲフィチニブに関し

て得られた知見について、薬事・食品衛生審議会に報告するとともに、同審議会における議論等を踏まえ、必要な安全対策を講じてまいりたい。

四について

ゲフィチニブの使用については、平成十七年三月、医学、薬学等の専門家からなるゲフィチニブ検討会において、ゲフィチニブの使用の継続を前提に、国及び企業は、ゲフィチニブに関する従来の安全対策を引き続き実施すること、その適正使用の推進等の措置を講じることが適当であるとされたところであり、厚生労働省としては、当該検討会における検討の結果やアストラゼネカ株式会社からの報告等についての薬事・食品衛生審議会における議論等を踏まえ、必要な安全対策を講じてきているところである。

五について

一般に、抗がん剤の有効性については、腫瘍縮小効果、延命効果等を指標として、また、抗がん剤の安全性については、国際的に認知されている基準に沿って判断される有害事象の内容及び重症度を基に、それぞれ、がんの発症部位、その種類、その進行度等様々な要素を考慮した上で、個別具体の事例に即し専門的かつ総合的に判断している。したがって、使用患者総数に対して一定の著効例が一定程度の割合認められた場合に有効性があると判断しておらず、また、一定程度の割合の死亡例が報告された場合に安全性が欠如すると判断していない。

六について

厚生労働省においては、抗がん剤の有効性及

び安全性については、一般に、がんの発症部位、その種類、その進行度等様々な要素を考慮して、個別具体の事例に即し専門的かつ総合的に判断しており、あらかじめ一定の種類の副作用が一定の割合で生じた場合にその承認を取り消したり販売等の一時停止を命じたりすることを定めているものではない。

七について

平成十七年五月十五日、厚生労働省においては、御指摘の研究発表がなされた米国がん治療学会に出席した我が国の肺がん治療の専門家から、当該研究発表の内容を聴取するとともに、同学会のホームページに掲載された当該研究発表の資料を入手し、所要の対応を行ったところである。

八について

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第八十条の二第六項及び薬事法施行規則(昭和三十三年厚生省令第一号)第二百七十三条の規定により、治験の依頼をした者等は、重大な疾病が発生するおそれがあること等を示す海外での研究報告等を知ったときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならないこととされている。

また、同法第七十七条の四の二第一項及び同規則第二百五十三条第一項の規定により、医薬品の製造販売業者等は、重大な疾病が発生するおそれがあること等を示す海外での研究報告等を知ったときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならないこととされている。

さらに、厚生労働省においては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構と連携し、一定の学

術雑誌等を対象に、海外での臨床試験結果等を含む必要な安全性等に関する情報について収集する等、必要な安全性等に関する情報を収集する体制を整備しているところである。

JR総連・JR東労組などJR労組に浸透する革マル派の実態等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成十八年四月二十八日
山下八洲夫

参議院議長 扇 千景殿

JR総連・JR東労組などJR労組に浸透する革マル派の実態等に関する質問主意書
私は、平成十五年二月七日に「JR東労組の役員逮捕、家宅捜索及びJR東労組への革マル派浸透に関する質問主意書」(第五百十六回国会質問第三号)を提出した。これに対する平成十五年三月十八日付けの政府の答弁書(以下「前回答弁書」という)では、「革マル派は現在、組織拡大に重点を置き、党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っており、JR総連及びJR東労組への浸透もそうした組織拡大戦略の一環であると考えられる。なお、JR総連及びJR東労組という公共交通機関の労働組合における革マル派の動向については、公安の維持の観点から重大な関心を払っている」との見解が示されている。
平成十四年十一月一日に警視庁が強要容疑の罪でJR東労組の役員ら七名を逮捕するとともに、七十数箇所に上る家宅捜索を実施してから、既に

三年半が経過している。その後も、警視庁はJR総連及びJR東労組の関連する数箇所への搜索を数次にわたり実施した。また、報道によると、平成十七年十二月七日、警視庁は業務上横領の罪で、JR総連を始めとする関連団体等を搜索し、多数の関係資料を押収したとされる。

このような政府の見解及び捜査の進展状況から見て、関係当局は、我が国の基幹産業である公共交通機関の労働組合に、共産主義革命を究極の目的とする極左暴力集団である革マル派が浸透している事態を憂慮し、安全対策とともに治安対策に取り組んでいるものと考えられる。

以上の認識を踏まえ、以下質問する。
一 これまでの捜査の進展過程で解明された革マル派の組織実態とその社会的危険性について、具体的に明らかにされたい。また、前回答弁書において、革マル派は組織拡大戦術の一環として党派性を隠して基幹産業の労働組合等への浸透を図っているとしてされているが、その目的及び解明されている具体的な浸透の事例を明らかにされたい。

二 前回答弁書においては、JR総連及びJR東労組という公共交通機関の労働組合における革マル派の動向について、公安の維持の観点から重大な関心を払わなければならないとされているが、その具体的理由を明らかにされたい。また、関心を払う必要のある革マル派の動向、関係する組織、注意を要する人物、発行する書籍及び機関誌・機関紙等を、具体的に明らかにされたい。

三 関係当局が公共交通機関の労働組合に革マル派が浸透している実態を繰り返し指摘しながら

も、この憂慮すべき事態が今なお解消されていない原因は何か、具体的に明らかにされたい。また、公安の維持の観点から、今後どのように対処していく方針なのか、具体的に明らかにされたい。

四 関係当局は、JR総連及びJR東労組への革マル派の浸透に関して、JR東日本など関係するJR各社に対する情報提供・注意喚起などの対策をどのように講じてきたのか、具体的に明らかにされたい。また、JR東日本及び関連会社から、JR総連及びJR東労組を介して革マル派に資金が流れている懸念はないのか。
五 警察庁が公表している『焦点』第二百七十二号は、平成十八年度においても革マル派が労働運動への介入の強化やJR関係者に対する違法な調査活動を行う可能性を指摘しているが、具体的に革マル派がどのような行為に及ぶと懸念されるのか、詳細に明らかにされたい。

六 革マル派のJR総連及びJR東労組への浸透状況について、これまでの国会答弁で存在が明らかにされた「トラジャ」「マングロープ」等の革マル派組織の浸透実態及び浸透する関係組織の名称等について、現時点で解明している事項を具体的に明らかにされたい。また、JR東労組内の革マル派構成員を具体的に把握しているのか否かについても明らかにされたい。

七 JR総連及びJR東労組の若手組合員並びに現場管理者及び大卒採用の幹部候補社員に対する革マル派の浸透及び影響力行使の実態について、具体的に明らかにされたい。
八 JR総連に加盟するJR北海道労組及びJR貨物労組に対する革マル派の浸透及び影響力行使の実態について、具体的に明らかにされたい。

使の実態について、具体的に明らかにされた。また、これらの組合内における「トラジャ」「マングロープ」等の革マル派組織及び構成員についても、JR東労組に関する六の質問に対する答弁と同様に、具体的に明らかにされたい。

九 平成十七年十二月七日以降のJR総連などに対する搜索は、何らかの犯罪容疑により実施されたものと考えられるが、これまでの搜索の結果、どのような犯罪容疑が解明されているのか。また、搜索は慎重を期して実施されているものと考えられるが、数次にわたる搜索を実施したにもかかわらず、現時点で結果が明確にされていないことはどのような理由によるものか。
十 革マル派が労働組合等への浸透を図る理由には、活動資金の獲得があると考えられるが、これについての政府の見解はいかか。また、報道によると、長年にわたりJR東労組の最高幹部を務めた松崎明氏がJR東労組や関係団体の活動資金を私的に流用していたとされるが、関係当局はこうした実態をどの程度認識し解明しているのか、革マル派の活動資金との関連性も含めて明らかにされたい。さらに、JR東労組や関係団体の経理手続について、どのような指導・管理が行われているのか明らかにされたい。

十一 平成十七年四月二十五日のJR福知山線列車脱線事故をめぐり、革マル派とJR総連及びその加盟組織であるJR西労は、「JR西日本の『日勤教育』が事故の原因」という、互いに酷似した主張を行っている模様であるが、JR西労への革マル派の浸透及び影響力行使の実態について、現時点で解明している事項を具体的に明らかにされたい。また、事故列車の車掌は今

も入院中で、会社側の説得にもかかわらず何らコメントが明らかにされていないと聞かすが、この実態と、車掌が所属するJR西労、又はJR西労に浸透している革マル派の組織方針との関連性について把握しているところを明らかにされたい。
右質問する。

平成十八年五月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員山下八洲夫君提出JR総連・JR東労組などJR労組に浸透する革マル派の実態等に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員山下八洲夫君提出JR総連・JR東労組などJR労組に浸透する革マル派の実態等に関する質問に対する答弁書
一及び二について
日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派(以下「革マル派」という)は、共産主義革命を起こすことを究極の目的としている極左暴力集団であり、約五千四百人の活動家等を擁していることと見ている。革マル派は、他の極左暴力集団と比較しても非公然性が極めて強い組織であり、これまでも、火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)違反事件や対立するセクトとの間での殺人事件等、多数の刑事事件を引き起こしているところである。

革マル派は、現在、将来の共産主義革命に備えるため、その組織拡大に重点を置き、周囲に

官 報 (号 外)

警戒心を抱かせないよう党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っており、例えば、全日本鉄道労働組合総連合会(以下「JR総連」という。)及び東日本旅客鉄道労働組合(以下「JR東労組」という。)内において、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると見られるところである。

このため、警察としては、JR総連及びJR東労組という公共交通機関の労働組合における革マル派の動向について、公安の維持の観点から重大な関心を払っている。

また、革マル派に関係する組織としては、その学生部門の傘下にある革マル派系の全日本学生自治会総連合等があり、革マル派の書籍として「日本労働運動に炎を」と等が、その機関誌として「新世紀」が、その機関紙として「解放」が発行されているものと承知している。

三について
お尋ねの原因については、革マル派が巧妙に党派性を隠してJR総連及びJR東労組に浸透していること等が考えられる。

警察としては、革マル派の動向について重大な関心を持ち、革マル派の実態解明に努めるとともに、刑罰法令に触れる行為があると認められる場合には、引き続き、厳正に対処していくこととしていく。

四について
警察としては、JR総連及びJR東労組への革マル派の浸透について、広報誌を配布するなどして、必要な情報を提供するとともに、革マル派の実態と危険性について注意を喚起してい

るところである。

お尋ねの懸念の有無については、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

五について

革マル派は、労働運動を通じた組織の維持及び拡大を図るため、JR総連又はJR東労組と対立する労働組合及び旅客鉄道株式会社との関係者に対する住居侵入等の違法行為を伴う調査活動を行うこと等が懸念されることである。

六について

革マル派には、労働運動の指導に当たる中央労働者組織委員会があり、その中に通称「トラジャ」と呼ばれる組織が存在していること並びに「トラジャ」の指導の下に在る組織としてJR総連及びJR東労組に在る革マル派活動家の指導に当たる通称「マングローブ」と呼ばれるものが存在していることが確認されているが、その実態等については、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

七について

お尋ねの実態については、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

八について

お尋ねの実態等については、警察等において鋭意解明に努めていくこととしていく。

九について

御指摘の搜索は、JR総連等の関係者による業務上横領の容疑で、平成十七年十二月七日以

降、警視庁が六都県のJR総連事務所等二十四か所について実施した搜索を指すものと考えられるが、お尋ねの点については、捜査の具体的な内容にかかわる事柄であることから、答弁を差し控えたい。

十について

革マル派は、現在、組織拡大に重点を置き、党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っており、その理由の一つに、御指摘の活動資金の獲得もあるものと見られるが、お尋ねの実態については、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

また、御指摘の「関係団体」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、政府としては、少なくともJR東労組の経理手続について指導等を行う立場にない。

十一について

お尋ねのJR西日本労働組合への革マル派の浸透の実態等については、警察等において鋭意解明に努めていくこととしていく。

韓国の地名についての日本政府の立場に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年五月二日

参議院議長 扇 千景殿 喜納 昌吉

韓国の地名についての日本政府の立場に関する質問主意書

日本政府は先月、韓国政府が竹島近海の海底の地名を韓国名に書き換え、来月ドイツで開催される海底地形名称に関する国際会議に於ける動きを示したのに際し、異議を唱え海上保安庁に竹島周辺海域での測量調査を命じた。また日本政府は、韓国政府が日本海を「東海」と呼ぶよう国際社会で主張しているのに対しても、かねがね反対してきた。

しかるに、このような政府の立場に反するような地理的名称を閣僚が使用している事実があり、政府の立場と矛盾していると受け止められる。そこで、以下質問する。

一 麻生太郎外務大臣は、本年三月十三日の参議院予算委員会で、私が質問した日本政府の長期的政策・戦略についての答弁のなかで「韓半島」という言葉を使ったが、これは韓国政府が「朝鮮半島」を呼ぶ際の言葉である。日本では伝統的に「朝鮮半島」と呼んでいるが、なぜ麻生外務大臣は「韓半島」と呼んだのか、理由を明らかにされたい。

二 麻生外務大臣の他にも、「韓半島」という言葉を用いた閣僚がいる。閣議などで「韓半島」という言葉を使用すべきだというような申合せがなされたのか、明らかにされたい。

三 「韓半島」という言葉の使用の背景には、北朝鮮憎しゆえに「朝鮮半島」という言葉を使いたくないという心情も読み取れる。このような心情が「韓半島」発言に関係したか否かも明らかにされたい。

四 閣僚が「韓半島」という言葉を使ったのでは、「東海」や竹島周辺海域の海底地形の韓国式名称に反対する日本政府の立場は極めて曖昧になると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 政府は、今後も閣僚が「韓半島」という言葉を使うことを認めるのか、それとも禁止するのか、明らかにされたい。
右質問する。

平成十八年五月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出韓国の地名についての日本政府の立場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出韓国の地名についての日本政府の立場に関する質問に対する答弁書

一、四及び五について

政府としては、御指摘の半島は、我が国において一般に「朝鮮半島」と呼ばれるが、「韓半島」と呼ばれることもあると承知しており、「韓半島」と呼ぶことが、我が国政府の立場を害するとは考えていない。

二について

御指摘のような申合せはない。

三について

御指摘のような背景はない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五-八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
一〇五円
本体
一〇円